農林水産省「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」対応
GLOBALG.A.P.認証を目指すJGAP認証生産者のためのガイドライン　対応
「放射能への対応のガイドライン」追補

JGAP

ジェイギャップ

Japan Good Agricultural Practice

（　日本の　　良い　　農業の　　やり方　）

農場用　管理点と適合基準

青果物

2010

2010年5月26日発行
2010年7月1日認証開始

目次

はじめに p.1
本書の利用方法 p.1
JGAPの理念 p.2
JGAP審査・認証の流れ p.2
前版の取扱いについて p.4
著作権について p.4
免責事項 p.4
言葉の定義と説明 p.4
農産物取扱いの工程の認証範囲について p.9

【JGAP基本項目：A～D】

A. 農場運営と販売管理 p.10
1. 農場運営
2. 計画と記録
3. 販売管理とトレーサビリティ

B. 食の安全 p.15
4. 土・水・種苗の管理
5. 肥料の管理
6. 農薬の管理
7. 収穫・運搬にかかわる衛生管理
8. 農産物取扱い

C. 環境保全型農業 p.28
9. 水の保全
10. 土壌の保全
11. 周辺地への配慮
12. 廃棄物の適切な処理と削減
13. エネルギーの節約
14. 環境保全への意識と生物多様性への配慮

D. 労働安全 p.31
15. 作業者の安全

E.. スプラウト類専用項目 p.35

F. きのこ類専用項目 p.37

G. 海外項目 p.39

（参考）管理点7及び管理点8における作業工程と農産物の安全対策の文書化の例 p.50

(参考）管理点7及び管理点8における危害要因の例と農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順の例 p.51

関連法令と参考文献一覧 p.53

放射能への対応のガイドライン p.54

はじめに

本書は、下記の項目に関する適正農業規範（Good Agricultural Practice)であり、適切な農場管理とその実践について示したものです。

A　農場運営と販売管理
B　食の安全
C　環境保全型農業
D　労働安全

農産物の生産工程全体を通し、上記4項目に関わる重要な管理点を列挙してあります。これらの管理点は、多様な生産者に共通する最低限の基準をまとめたものであり、それぞれの特徴ある農業のやり方や工夫を阻害しないよう作成されています。JGAPの管理点に注目して農場管理を行うことにより、上記4項目について適切に対応することができます。
また、JGAP が農場に導入されることにより、国際的にも高く評価される農場管理のレベルが実現し、同時に消費者を含む農産物の買手との信頼関係構築に活用することができます。

JGAPは、農業生産者が主体的に活用する農業生産工程管理手法です。自己点検を通して農場管理を継続的に改善する経営管理体制を構築することができます。農産物の安全性を高める科学的なアプローチであり、農業生産者が自らの品質保証の仕組みとして導入するものです。またJGAPは、生物多様性の維持を含む環境保全型農業を基本とした持続的な農業経営を実現するものです。同時に、農場管理の適正化と効率化を通して、生産効率の向上にも寄与するものです。
一方で、第三者による審査・認証制度を活用することで、適切な農場管理を実践している信頼性の高い農業生産者や団体であることを社会全般へアピールすることができます。

本書の利用方法

本書には、二つの利用方法が用意されています。

一つ目の使い方は、農業生産者または生産者団体の経営者が農場・団体管理の改善のために本書を参考資料として利用する方法です。適切で効率的な農場・団体管理を実現するために、本書は役に立ちます。

二つ目の使い方は、適切な農場管理が実践されている農場・団体であることを消費者を含む社会全般に対して広く示すために、本書に定められた基準への適合性を第三者が評価する利用方法（JGAP審査・認証）です。JGAP認証は、信頼できる農場の目印として流通等の現場で活用されます。

本書の構成は、大きく四つの項目に分かれています。農場によって取り組む項目は異なります。下記の分類を元に取り組むべき項目を選んでください。

所在地	生産物	A～D:基本項目	E:スプラウト類専用項目	F:きのこ類専用項目	G:海外項目
JGAPの認証を希望する農場	下記以外の青果物	○			
	スプラウト類	○	○		
	きのこ類	○		○	
GLOBALGAPの認証も希望する農場	下記以外の青果物	○			○
	スプラウト類	○	○		○
	きのこ類	○		○	○

JGAPの理念

人間と地球と利潤の間に矛盾の無い農業生産の確立と、生産・流通・消費の信頼関係構築を目指します。

日本の農場において、安全な農産物の生産、環境に配慮した農業、農業生産者の安全と福祉、適切な販売管理を実現するための手法としてJGAPは開発されました。JGAPが農場に導入されることにより、持続可能な農業経営を確立するとともに、消費者・食品事業者の信頼を確保することができるようになります。

JGAPとは日本の生産環境に適した農業生産工程管理の手法であり、日本の農業生産者と農産物流通業者の両者が協力して開発するべきものです。農業生産者が継続的に実行可能であり、且つ消費者・食品事業者が安心できる農業生産工程管理を構築する必要があります。

JGAPは農業生産者が自主的に取り組むべき経営手法である一方、その導入の達成段階は審査・認証制度を通して社会に広く認知されるべきであり、農業生産者が農産物販売において供給者としての信頼性を表現する基準としても機能すべきものです。

農産物の安全を確保して消費者を守り、地球環境を保全し、同時に持続的な農業経営を確立することがJGAPの目指す最終的な目標です。

JGAP審査・認証の流れ

JGAPは下記の3つの文書から構成されています。

① JGAP 総合規則
② JGAP 農場用 管理点と適合基準
③ JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準

導入のステップは下記の認証までの手順概要をご覧下さい。

認証までの手順概要

ステップ	１．個別審査・認証の場合	２．団体審査・認証の場合
①	「JGAP 農場用 管理点と適合基準　青果物」を理解します。	「JGAP 農場用 管理点と適合基準　青果物」、及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を理解します。
②	「JGAP 農場用 管理点と適合基準　青果物」に基づく手順を構築し、運営します。	「JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」に基づく「団体・農場管理マニュアル」を作成し、それに則って運営します。
③	自己点検を行い、改善すべき点を改善します。	自己点検及び内部監査を行い、改善すべき点を改善します。内部監査は、団体事務局、共同選果場等の共同の農産物取扱い施設及び全ての農場に対して行う必要があります。
④	日本GAP協会が認定した審査・認証機関に審査を申請し、審査が行われます。管理点は全て審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のどれかに決定されます。	日本GAP協会が認定した審査・認証機関に審査を申請し、審査が行われます。管理点は全て審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のどれかに決定されます。農場の審査は、サンプリングとなります。（農場数の平方根以上で小数点を切上げた数）
⑤	指摘された不適合項目を是正し、是正報告書を審査・認証機関へ送付します。	指摘された不適合項目を是正し、是正報告書を審査・認証機関へ送付します。
⑥	審査・認証機関の判定審議の結果、下記の合格基準を満たした農場にJGAP認証が与えられます。	審査・認証機関の判定審議の結果、下記の合格基準を満たした団体にJGAP認証が与えられます。
	「JGAP 農場用 管理点と適合基準　青果物」 ⇒　該当する必須項目に１００%適合 該当する重要項目に９５%以上適合	「JGAP 農場用 管理点と適合基準　青果物」 ⇒　該当する必須項目に１００%適合 該当する重要項目に９５%以上適合
		「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」 ⇒　該当する項目に１００%適合

前版の取扱いについて

『JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物 2010』発効後も『JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物 第2.1版』による審査・認証は2011年6月末まで継続します。

著作権について

① JGAP 総合規則
② JGAP 農場用 管理点と適合基準
③ JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準

この3つの文書は特定非営利活動法人日本GAP協会が作成しました。これらの著作権は、日本GAP協会に帰属します。これらの文書より二次的著作物を作成する場合は、日本GAP協会に事前に許諾を得る必要があります。

免責事項

日本GAP協会及びJGAPの審査・認証機関は、JGAP認証を取得した農場・団体が販売する農産物について、法的な責任を負いません。

言葉の定義と説明　　※『JGAP 総合規則 2010』も参照のこと

ローマ字

・**GAP**：Good Agricultural Practice の頭文字で、直訳すると「良い農業のやり方」で、「適正農業規範」や「農業生産工程管理手法」などと訳されている。農産物生産の各段階で生産者が守るべき管理基準とその実践のことで、食の安全、環境保全型農業、労働安全などの視点から適切な農場管理のあり方についてまとめられたもの。

・**JGAP**：Japan Good Agricultural Practice の頭文字で、日本の生産者、小売業者、卸業者、食品製造業者、営農指導関係者、研究者などにより作成されたGAP。日本の法律ならびに生産環境、社会環境などを考慮したGAPのこと。

・**JGAP指導員**：日本GAP協会認定のJGAP指導員基礎研修に参加し、試験に合格し登録された者のこと。

・**JGAP総合規則**：JGAPの理念と制度全般、JGAP審査・認証の規則と手順、JGAPの表示、他のGAPとの関係（同等性認証）について規則が定められている文書。

・**JGAPマーク**：日本GAP協会が使用権を持つ商標であり,食の安全、環境保全型農業、労働安全に配慮した農場管理を行う農場・団体で生産された農産物であることを表すもの。

・**POPs物質**：「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（通称POPs条約、2001年5月採択）で製造・使用が原則禁止された化学物質で、人や環境への毒性、難分解性、生物濃縮性、長距離移動性の性質を有している物質のこと。

あ行

・**安全鑑定証票**：独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター（以下、生研センター）が定める「安全鑑定基準及び解説」に基づいて同センターが農業機械をチェックし、一定水準以上の安全性を有するかどうか判定するもの。対象となるのは、型式検査合格証票の対象10種類以外の農業機械。

・**異物**：目的の農産物以外のもの。

・**飲用水**：水道法必須項目10項目の水質検査の結果、『水質基準に関する省令』の基準値を満たしている水。

か行

・**該当外**：その農場にとって管理点ではない項目。例えば、収穫後に農産物を洗う工程がない農場では、管理点の4.3.1は該当外となります。管理点8の項目については、次のどちらかの場合は全て「該当外」となります。①収穫後の農産物の取扱いがその農場･団体の管理下で無い場合、②同じ施設内で他の農場の商品と区別無く扱われる場合。

・**外部精度管理試験**：Codex(国際食品規格)委員会による「試験室の熟練度試験」を基本とした検査機関の分析精度を確認する試験のこと。

・**外来生物**：もともと日本にいなかった生物で、人間によって日本に持ち込まれたもの。

・**型式検査合格証票**：農業機械化促進法に基づき、農業機械の性能、構造、耐久性及び操作の難易について「型式検査の主要な実施方法及び基準」による評価判定（安全性に関するチェック内容は「安全鑑定」と共通。）を生研センターが行い、合格した農業機械に貼付することが許される証票のこと。対象となるのは農用トラクター（乗用型）、農用トラクター（乗用型）用安全キャブ/フレーム、田植機、野菜移植機、動力噴霧器（走行式）、スピードスプレイヤー、ポテトハーベスター、ビートハーベスター、コンバイン（自脱型）、コンバイン（普通型）の10種類。

・**慣行レベル**：地域で慣行的に行われている農作物栽培における、化学合成農薬及び化学肥料の使用状況のこと、各都道府県が定めている基準。

・**管理点**：適切な農場管理の視点から、食の安全、環境保全型農業、労働安全などについて、管理すべきポイント。

・**危害要因**：健康への悪影響を引き起こす可能性を持つ、食品の生物学的、化学的または物理的な要因、あるいは状態。

・**きのこ類**：しいたけ、えのきたけ、エリンギ、ぶなしめじなど食用となるきのこの総称。

・**行政**：国および地方公共団体をさす。

・**国際標準化機構(ISO)**:規格を国際的に標準化する機構(International Organization for Standardization)。ここで定められた基準は、製品の品質や、工場および認証機関、検査機関などの管理について一定の信頼性を証明するために使われる。

・**国際標準化機構(ISO)17025**：国際標準化機構(ISO)で定められた試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項。国際的に、信頼できる検査機関の指標の一つとされている。

・**穀物**：米、麦、その他雑穀類、青果物として取り扱わない豆類やとうもろこしなど。標準JGAP品目名リストを参照のこと。

・**個別審査・認証**：一つの農場（法人、個人）が単独でJGAP審査・認証を受けること。

さ行

・**産業廃棄物管理票**：産業廃棄物の不適切な処理や、処理にまつわる事故を防止するために、廃棄物排出者が廃棄物に関する情報を記載する書類のこと、またはマニフェストともいう。

・**栽培**：播種、定植、施肥、剪定、更新等の農業生産者の行う圃場における収穫以外の一連の作業活動をいう。

・**作業者**：農場で農産物の生産工程に関わる全ての人。

・**作業場**：農産物取扱い施設のこと。

・**作物**：圃場で栽培（生育）中の植物を「作物」とよび、収穫後の農産物と区別する。

・**残留農薬基準**：食品衛生法に基づき、人の健康を損なうことがないよう、食品に残留する農薬等の限度量として定められたもの。

・**自己点検**：『JGAP 農場用 管理点と適合基準』で自らの農場管理を点検・確認すること。JGAPでは年に一回以上実施することが求められており、不適合項目は改善しなければならない。

・**施設**：農場管理に使用するための全ての建物、構築物及び装置を指す。施設には、例えば、農薬や肥料の保管庫、農機具の保管庫、農産物取扱い施設、トイレ等がある。

・**自然保護地**：環境省が定めた次の地域。原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣保護区、生息地等保護区、ラムサール条約登録湿地、世界自然遺産。

・**収穫**：作物を採取すること。

・**従業員**：農場経営者に雇用された作業者。

・**植物残渣**：収穫物で出荷に適さず廃棄されるもの、または栽培中及び収穫後に切り落とされた枝・幹・葉・根など。作物残渣ともいう。

・**使用時期(収穫前日数等)**：農薬取締法施行規則第七条2で表示が義務づけられている、それぞれの農薬の使用可能時期。

・**重要項目**：適合することが強く求められる管理点。

・**商品の異常**：通常の販売が不可能な商品の状態。農産物の腐り、量目不足、表示ミスなど。

・**商品の苦情**：商品の異常により販売先から指摘を受けること。

・**食の安全**：JGAPの中では農産物の安全を指す。

・**食品**：食品衛生法 第4条に定める、薬事法で定める医薬品及び医薬部外品を除くすべての飲食物を指す。飲食物としての最終製品でなくとも、最終製品の原料段階のものも食品と定める。従って、農産物は食品である。

・**食品衛生法に基づく登録検査機関**：食品衛生法に基づき厚生労働省に登録された検査機関。登録等に関し一定の基準が定められており、一般的にその機関による検査結果は公的なものとして取り扱われる。

・**新規圃場**：過去一年以内に使用開始した圃場、これから使用予定の圃場のこと。

・**水道法に基づく登録検査機関**：水道法に基づき厚生労働省に登録された検査機関。登録等に関し一定の基準が定められており、一般的にその機関による検査結果は公的なものとして取り扱われる。

・**スプラウト類**：発芽したばかりの新芽を食用とする野菜、かいわれだいこん、もやし、豆苗を含む。

・**青果物**：野菜と果樹、きのこ類・スプラウト類も含む。標準JGAP品目名リストを参照のこと。

・**世界保健機構（WHO）**：保健衛生問題のための国際協力を目的とする国際連合の専門機関（World Health Organization）。保健事業の指導、衛生条約の提案、情報・援助の交換などを行う。

・**総合的病害虫・雑草管理**：Integrated Pest Management（IPM)の訳語であり、病害虫の発生予察情報等に基づき、耕種的防除（伝染病植物除去や輪作等）、生物的防除（天敵やフェロモン等の利用）、化学的防除（農薬散布等）、物理的防除（粘着版や太陽熱利用消毒等）を組み合わせた防除を実施することにより、病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを持続させることを目的とする病害虫管理手法。（農林水産省農林水産関係用語集）

・**組織表**：農場経営の責任者、および作業毎の責任者が明確に分かる表。

た行

・**堆厩肥**：植物残渣や藁などの植物資源または牛糞尿や鶏糞などの動物資源を発酵させたもの。

・**団体**：複数の農場が集まり、団体事務局を保有する組織。

・**団体事務局**：『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準』で定められた団体統治機能を担う組織のこと。

・**団体審査・認証**：団体による農場統治の状態と、団体に所属する農場における農産物の生産工程の管理状態の両方を審査し、認証すること。

・**地方公共団体**：都道府県、市町村のこと。地方自治体ともいう。

・**適合基準**：適切な農場管理の状態について、客観的な判断基準を示したもの。

・**手順**：物事を進める順序、段取り。

・**特定農薬**：「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬。」（農薬取締法第二条第1項）

・**特殊肥料**：農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料。（肥料取締法　第二条第2項）

・**土壌汚染地域**：土壌汚染対策法第5条第1項に基づく指定区域、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律による農用地土壌汚染対策地域、あるいはダイオキシン類対策特別措置法に基づく指定対策区域。

・**土壌処理農薬**：粒剤など直接土壌に施用し、土壌を介して植物体に農薬成分を吸収させる農薬。

・**土壌診断**：作物の収量･品質の向上、農作業のやり易さ、適正な施肥量や土壌改良資材施用量などを算出することを目的として、圃場の土壌の状態について総合的に調べること。土壌分析ともいう。

・**ドリフト**：散布した農薬が、対象とする作物以外に飛散すること。

・**土壌図**：土壌の分布を地図上に示したもので、土地資源の台帳となる。

・**トレーサビリティ**： 出荷する商品からその農産物を作った生産者が特定でき、出荷から収穫に関する情報を遡ることができ、収穫から出荷までの情報を辿ることができる。結果として、農産物に使用した種苗、肥料、農薬の記録を遡ることができる。

・**努力項目**：審査結果には影響しないが、理想的な農場管理のために積極的に取り組むことが望まれる管理点。

な行

・**日本緑茶**：社団法人 日本茶業中央会で規定する「緑茶の表示基準」に示す茶を指し、煎茶・番茶・玉露・かぶせ茶・碾茶・釜炒り茶等がある。

・**認証**：農場・団体が保有する農場管理または団体管理の仕組みとその運用が、定められた基準に対して適合していることを審査・認証機関が証明すること。

・**農産物**：作物が圃場で収穫された後は「農産物」とよび、収穫前の作物と区別する。

・**農産物の安全**：農産物に関して、病原菌付着などの生物的危害、基準を超える残留農薬などの化学的危害、異物混入などの物理的危害が排除された状態。JGAPを通して、安全性の高い農産物を生産・出荷できる農場管理が実現する。

・**農場**：生産される農産物の所有権を保有し、同一の資本・経営の下で生産が行われ、共通の体制で管理されている経営体のこと。

・**農場のルール**：JGAPに基づいて定めた農場の手順（ルール）のこと。

・**農薬**：「農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」（農薬取締法　第一条の二）

・**農薬管理指導士**：都道府県が実施する、農薬の使用に関する指導者の資格。農薬指導士、農薬適正使用アドバイザーと呼称する県もある。

は行

・**廃棄物**：ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）のこと。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第二条）

・**廃水**：使用済みの有害物質を含んだ汚水のこと。

・**排水**：不要になった水や養液を指す。

・**発生予察情報**：病害虫の発生状況をとりまとめ、状況報告や注意喚起のために発表される情報。

・**必須項目**：法令遵守などの面から最も重要で、食の安全などに欠かすことのできない管理点。

・**ヒヤリハット**：ヒヤリ、としたり、ハッとするなど、「あわや事故になりかねない」事故寸前の危険な事例のこと。労災事故を未然に防止するための概念。

・**病原微生物**：病原体のうちで微生物であるもの。細菌や酵母、カビなど。

・**標準施肥**：都道府県が策定した施肥量の目安になる施肥の基準値や方法。

・**肥料**：「植物の栄養とすることを目的として土地にほどこされる物。植物の栽培に役に立つように土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地にほどこされる物。」（肥料取締法　第二条第1項）

・**肥料等**：JGAPでは適切な農場管理の視点から、土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を肥料と合わせ肥料等と呼ぶ。

・**普通肥料**：特殊肥料以外の肥料のこと。（肥料取締法　第二条第2項）

・**防除指導員**：全国農業協同組合連合会が実施する、農薬の使用に関する指導者の資格。

・**保護衣**：農薬の調製や散布時に飛散する農薬から身体を守るための服装。

・**保護具**：防除衣以外の、農薬の調製や散布時に飛散する農薬から身体を守るための装備。帽子、保護メガネ（ゴーグル）、農薬用マスク、保護手袋、ゴム長靴などがある。

・**圃場**：作物を栽培する土地及び作物を栽培するハウス等。

・**ポストハーベスト農薬**：農産物の輸送・貯蔵の過程で使用される農薬。

ま行

・**緑の安全管理士**：病害虫・雑草の防除に関する高度な知識と技術を取得し、農薬の安全・適正使用の普及ならびに指導・監督を行い得る人材として、（社）緑の安全推進協会が認定する資格。

ら行

・**労災保険**：労働者が業務上の災害や通勤による災害を受けた場合に被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行うもの。（東京労働局）

農産物取扱いの工程の認証範囲について

農産物取扱いの工程とは、保管、選別、調製、洗浄、商品の性状を変えない簡易な切断、乾燥、包装、これらの農産物取扱い施設からの積込・輸送・引渡し等の工程を指します。
下記に例を定めますが、その他の判断が難しい事例については、審査・認証機関及び日本GAP協会に問い合わせるものとします。

・商品の性状を変えない簡易な切断：大根の葉の切断、ごぼうの2分の1切断は認証範囲となります。ごぼうのささがき、タマネギの皮むき、人参の乱切り、キャベツの芯抜きは認証範囲ではありません。
・乾燥：シイタケの乾燥（干しシイタケ）は認証範囲となります。干し芋は認証範囲ではありません。
・積み込み・輸送・引き渡し：販売先に手渡すまで、所有権あるいは管理責任が移転するまでが認証範囲です。

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
A 農場運営と販売管理							
1. 農場運営							
1.1 基本姿勢							
1.1.1	必須	JGAPに主体的に取り組んでいる	JGAP導入の理由や目的を説明できる。				
1.1.2	重要	整理整頓し清潔な農場を維持している	①圃場や施設を定期的に清掃している。 ②圃場や施設には廃棄物・不要物が散乱していない。				
1.2 経営資源の管理							
1.2.1	必須	責任と権限が明確になっている	下記の責任者が明確になっている経営の組織表がある。 ① 農場の責任者 ② 商品管理の責任者（管理点3.3.1参照） ③ 施肥の責任者（管理点5.1.1参照） ④ 農薬使用の責任者(管理点6.1.1参照) ⑤ 農薬保管の責任者(管理点6.4.1参照) ⑥ 労働安全の責任者(管理点15.1.1参照)				
1.2.2	必須	圃場・施設の基本情報がある	圃場と施設（作業場、倉庫等）について、識別可能であり、下記の最新情報が分かる一覧表がある。 ① 圃場の地番、面積と所有形態、圃場の名称または圃場番号 ② 施設の地番、名称 ③ 周辺の状況が分かる圃場・施設の地図				
1.2.3	重要	機械を適切に整備している	① 肥料散布機、農薬散布機、および動力の付いた機械は、年1回以上の点検、整備を行い、機械の不良による労働事故、農産物汚染、土壌汚染の恐れのある油漏れや液漏れを防いでいる。 ② 機械の整備記録を作成している。 ③ 外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
1.2.4	必須	新規圃場の適性を検討している	下記の項目について検討した上で、新規圃場の使用を判断している。 ① 土地の使用履歴 ② 土質 ③ 土の安全性 ④ 水質 ⑤ 水の安全性 ⑥ 作業の安全性 ⑦ ドリフトの危険性				
1.2.5	重要	新規圃場の問題に対策を講じている	管理点1.2.4の検討の結果、問題があったが改善可能と判断した場合は、対策の内容とその結果（実効性）を記録している。				
1.2.6	努力	知的財産を保護している	① 新たに開発した技術は特許・実用新案を申請している。 ② 新たに育成した品種は、品種登録をしている。 ③ 新たにブランド化した商品名は商標登録している。				
1.3 外部委託管理							
1.3.1	必須	外部委託先とJGAP遵守を合意している	播種・定植・防除・施肥・収穫・農産物取扱い等の農産物生産工程に直接係わる作業を外部委託する場合には、委託される作業と、その作業が該当する『JGAP 農場用 管理点と適合基準』の項目に従うことの合意を外部委託先から得ている。				
1.3.2	必須	外部委託先のJGAP遵守を確認している	外部委託先がJGAPの該当項目に適合しているかどうかについて、委託者（農場）が確認している。				
1.4 農場のルール違反の改善と自己点検							
1.4.1	必須	農場のルール違反を改善している	① JGAPに関係する農場の手順（ルール）に対し、違反する事例が発生した場合の管理手順を文書化している。管理手順は、違反の内容、原因、是正内容の記録を含む。 ② 農場のルール違反が発生した場合、①の管理手順に基づき対処している。				
1.4.2	必須	自己点検を実施している（その1）	JGAPの自己点検を年1回以上行ったことが記録で分かる。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
1.4.3	重要	自己点検を実施している（その2）	自己点検は、JGAPを充分に理解している者が行っている。 例えば下記の方法がある。 すでに認証を取得している農場の責任者が行う。JGAP指導員と共同で行う。JGAP指導員による充分な指導のもとで農場の責任者が行う。				
1.4.4	必須	自己点検の不適合を改善している	自己点検の結果、不適合だった項目を改善している。また、そのことが記録で分かる。				
2. 計画と記録							
2.1栽培計画							
2.1.1	必須	栽培計画を立てている	下記の項目を含む栽培計画を立て文書化している。⑤は栽培暦でもよい。 ① 品目 ② 圃場 ③ 農薬の使用（管理点6.1.4参照） ④ 肥料の使用（管理点5.1.2参照） ⑤ 作業時期 ⑥ 収穫見込量				
2.1.2	重要	行政の基準等を考慮した栽培計画を立てている	農薬と肥料に関する栽培計画は、下記を考慮して立てている。 ① 都道府県の基準（慣行レベル） ② 出荷先と交わした栽培基準 ③ 地域の防除規制日がある場合はその日程				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
2.2 記録管理							
2.2.1	必須	JGAPで必須となる帳票類を整備している	下記のものを整備している。括弧内は参照すべき管理点である。 作業が発生するたびに記録するもの ①農場のルール違反記録(1.4.1) ②出荷記録(3.2.2) ③収穫記録(3.2.3) ④商品の苦情・異常の記録(3.4.1) ⑤商品回収記録(3.4.2) ⑥種苗の記録(4.4.2) ⑦繰り返し使う水の点検記録(4.3.2) ⑧肥料使用記録(5.3.1) ⑨農薬使用記録(6.3.4) 年に1回以上または変更があった場合に記録・整備するもの ①組織表(1.2.1) ②圃場・施設台帳(1.2.2) ③自己点検結果(1.4.2) ④栽培計画(2.1.1) ⑤使用農薬の一覧表(6.1.4) ⑥残留農薬検査計画(6.6.2) ⑦残留農薬検査のサンプリング方法(6.6.3) ⑧作業工程の一覧表(7.1,8.1) ⑨危害要因が付着する可能性のある作業の一覧表(7.2,8.2) ⑩ガラス・プラスチックの破片飛散時の対策手順(8.5) ⑪農産物の安全対策手順(7.3,8.3) ⑫廃棄物の一覧表(12.1) ⑬危険箇所の一覧表(15.1.2)				
2.2.2	必須	記録・帳票類を保管している	管理点2.2.1及び他の項目で求める記録・帳票類は過去2年分以上保管し閲覧可能な状態にしている。初回審査では3か月分、最初の維持審査では初回審査から維持審査までの期間に3ヶ月を加えた分、最初の更新審査では1年9ヶ月分以上を保管している。そのほかの必要な書類についても同様に保管している。				
3. 販売管理とトレーサビリティ							
3.1 販売管理							
3.1.1	努力	出荷先と契約を交わしている	① 特定の出荷先と契約している場合は、交わしている売買のとり決めの内容を記録し、可能な限り出荷先と共有している。 取り決めの内容は例えば下記がある。 出荷先、品目、規格、栽培方法、数量・重量、価格、納期、支払期日 ② 委託販売の場合は、交わしている委託のとり決めの内容を記録し、可能な限り受託者と共有している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
3.2 トレーサビリティ							
3.2.1	必須	出荷先との間のトレーサビリティを確保している	出荷する農産物から、その農産物を作った農場が特定できる。				
3.2.2	必須	農場内のトレーサビリティを確保している（出荷記録）	出荷について下記の内容を記録し、収穫に関する情報をさかのぼれる。 ① 品目 ② 出荷日 ③ 出荷数量 ④ 出荷先 ⑤ 収穫情報あるいは収穫情報と結びついている保管情報（収穫日、圃場の名称または圃場番号、収穫ロット番号等）				
3.2.3	必須	農場内のトレーサビリティを確保している（収穫記録）	収穫作業について下記の内容を記録し、出荷に関する情報をたどることができる。 ① 品目 ② 収穫日 ③ 収穫数量 ④ 収穫場所（圃場の名称または圃場番号） ⑤ 収穫ロット番号（管理点3.2.2で必要な場合）				
3.3商品管理							
3.3.1	必須	商品管理の責任者がいる	商品管理の責任者が明確になっており、下記の業務を統括している。（管理点1.2.1参照） ① 農産物の規格・等級の管理 ② 梱包・包装・容器及び商品の重量・数量等を含む出荷仕様の管理 ③ 商品の表示の管理 ④ 農産物の安全や品質の確保 ⑤ 商品に関する苦情および商品の回収への対処				
3.3.2	必須	正確な計量をしている	重量の表示を行っている場合、出荷用に使用している秤が正確に計量できることを定期的に確認している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
3.3.3	必須	JGAPマークを正しく表示をしている	① JGAPマーク使用許諾書を持っている。 ② JGAP総合規則の最新版を持っている。				
3.4 商品の苦情および商品の回収							
3.4.1	必須	商品の苦情、商品の異常へ適切に対処している	① 商品に関する苦情及び異常が発生した場合の管理手順がある。 ② 商品に関する苦情及び異常の内容と商品に対する処置、原因、是正内容を記録している。 ③ 商品の回収の必要性を判断し、必要な場合は、管理点3.4.2を用いている。				
3.4.2	必須	適切に商品の回収をしている	① 商品の回収（残留農薬基準違反、JAS法に基づく表示違反を含む）に関する以下の作業の手順が文書化されている。 ・該当する出荷商品（ロット）の特定（管理点3.2.2参照） ・影響がある出荷先及び関係機関（保健所、農林事務所、農協等）への連絡と相談 ・商品回収と応急処置（代替品の手配等） ・回収された商品の処置 ・発生原因の追究と是正処置 ・審査・認証機関への報告 ② 事故が起きた場合は①の作業の手順に基づき対処し、結果を記録している。 ③ 年に1度、作業の手順を見直している。				
B 食の安全							
4. 土、水、種苗の管理							
4.1 土の管理							
4.1.1.	重要	土壌の安全性を確認している	① 行政の通知・指定による土壌汚染地域にある圃場は行政の指導に従っている。 ② 管理点1.2.2の③周辺の状況、および圃場の使用履歴（ドリン系農薬などのPOPs物質の残留等）から、土壌汚染が心配される場合には、土壌分析等を実施して安全性を確認している。問題が発見された場合は行政に相談している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
4.1.2.	努力	連作障害の予防をしている	連作障害の可能性がある1年生作物は連作障害を防ぐ工夫をしている。 例えば、下記の方法がある。 輪作、太陽熱消毒、緑肥の使用による土作り。				
4.2 栽培中に使用する水の管理							
4.2.1	重要	栽培中に使用する水の安全性を確認している	下記の情報を参考に、栽培中に使用する水に農産物に危害を与える要因が無いか年1回以上確認している。 ① 管理点1.2.2の③周辺の状況 ② 取水場所の周辺で行われた国や地方公共団体による河川や井戸等の水質調査の結果				
4.2.2	重要	栽培中に使用する水の問題に対策を講じている	上記の確認の結果、危険性が高いと判断される問題点については、水質検査を実施後、対策を講じている。				
4.3 収穫後の農産物に対し使用する水の管理							
4.3.1	必須	収穫後、最後に使用する水は衛生的である	農産物を最後に洗う水や収穫後に霧吹きに使う水、農産物と触れる氷を衛生的に取り扱っている。また、水質検査を年1回以上行い、大腸菌不検出であることを確認している。 主に生食するものは国や地方公共団体の飲用水の基準に適合していることを確認している。 問題が発見された場合は使用を一時中止し、保健所に相談している。				
4.3.2	必須	農産物を洗う水を適切に管理している	① ため水洗いをする場合は、掛け流しで農産物を洗浄している。 ② 農産物を洗う水をくり返し使う場合、その水をろ過・消毒し、pHや消毒剤の濃度を定期的に点検し、記録している。ろ過は、水中の固形物や浮遊物を効率的に取り除くもので、定期的に行っている。				
4.4 種苗・種菌の選択と管理							
4.4.1	重要	品種の選択の理由を説明できる	多様な視点から品種を選択し、その品種を選んだ理由を説明できる。 選択理由としては例えば下記のようなものがある。 土地や気候に適した品種、販売力、耐病性、耐虫性、穂木の安全性（ウイルスの感染の有無）、農薬や肥料の使用量が少ないもの。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
4.4.2	必須	種苗の出所を記録している	① 種苗・種菌を購入した場合、品種名、生産地、販売者、使用農薬の成分と使用回数が記載された証明書等を保管している、あるいは記録している。 ② 自ら採種している場合、種苗の出所を記録している。 ③ 種苗に農薬を使用した場合、管理点6.3.4に従って記録している。				
4.4.3	必須	品種登録制度を守っている	登録品種の種苗については許諾を得て栽培している。				
4.4.4	重要	播種、定植を記録している	播種または定植について下記を記録している。 ① 播種または定植の方法 ② 播種日または定植日 ③ 圃場の名称または圃場番号				
5. 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む）の管理							
5.1 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む）の選択・計画							
5.1.1	重要	施肥の責任者がいる	① 肥料の選択と使用計画の立案と使用の指示を行う責任者が特定されている。（管理点1.2.1参照） ② その責任者は肥料に関するメーカー、販売店、行政機関、農協等が開催する講習を受けたことが分かる資料がある。 もしくは、普及指導センターや農協の助言を受けている。				
5.1.2	必須	適切な施肥設計を行っている。（その1）	都道府県・農協の基準（標準施肥量・栽培暦）や土壌診断（または培養液分析）から施肥設計を行い、品質向上や環境保全に役立てている。土壌診断は、少なくとも、窒素・リン酸・カリ・石灰・苦土・pH・ECについて実施している。				
5.1.3	努力	適切な施肥設計を行っている。（その2）	土壌診断においてCEC・C/N比（炭素率）・微量要素を測定している。				
5.1.4	重要	肥料成分を把握している	① 購入肥料はその成分表（窒素・リン酸・カリ・石灰・苦土・微量要素等）を保管して養分寄与を把握している。 ② 堆厩肥を使用する場合は、その養分寄与も考慮している。 ③ 購入先・入手先を把握している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
5.1.5	必須	病原微生物汚染の危険があるものを使用していない	圃場に未処理の生活廃水や生の人糞・家畜糞を使用していない。				
5.1.6	重要	肥料等の安全性を確認している(化学的危害)	普通肥料・特殊肥料以外の肥料等は、有害な重金属・化学物質による汚染に関し、販売元から証明書を入手する等により安全性を確認している。				
5.1.7	重要	肥料等の安全性を確認している(生物学的危害)	普通肥料以外の肥料等を使用する場合は、下記の方法により病原微生物等による汚染を防いでいる。 ① 証明書等により原材料、製造方法を把握している。 ② 堆厩肥は発酵温度を60℃以上に保つ等して病原微生物を低減させている。				
5.2 肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む)の準備・使用							
5.2.1	重要	肥料散布機の使用前点検をしている	肥料散布機の試運転を行うことで正確に散布できることを確認している。例えば、散布口の詰まりがないことを確認している。				
5.3 肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む)の使用記録							
5.3.1	必須	肥料等の散布を記録している	施肥について下記の内容を記録している。 ① 施肥した場所(圃場の名称または圃場番号)(1.2.2参照) ② 施肥日 ③ 肥料等の名称と成分 ④ 施肥量 ⑤ 施肥方法(散布機械の特定を含む) ⑥ 作業者名				
5.4 肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む)の保管							
5.4.1	必須	発熱・発火・爆発の恐れがある肥料は適切に保管している	発熱・発火・爆発の恐れがある肥料(硝酸アンモニウム、硝酸カリ、生石灰)を保管している場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認している。				
5.4.2	必須	肥料等を適切に保管している	肥料等は農産物、種苗、包装資材、収穫容器、農薬と接触しないように、また水源を汚染しないところに保管されている。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
5.4.3	重要	梱包された肥料等を適切に保管している	梱包された肥料等の保管場所は下記の項目を満たしている。 ① 覆いがあり、肥料が日光、霜、雨の影響を受けないようにしている。 ② きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。 ③ 肥料等を直接土の上に置いていない。 ④ 農薬入り肥料、石灰窒素は他の肥料等と区別して管理している。				
5.4.4	努力	農薬入り肥料・石灰窒素は農薬に準じた保管をしている	農薬入り肥料・石灰窒素の保管は管理点6.4.2、6.4.3、6.4.4、6.4.5の項目を満たしている。				
5.4.5	努力	堆厩肥を適切に保管している	堆厩肥の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等）でつくり、風雨を防ぐ覆いや側壁を設け、流出液による水源汚染を防いでいる。				
5.4.6	重要	肥料等の在庫を管理している	① 肥料等の在庫は台帳で確認できる。 ② 台帳には、入庫ごと・出庫ごとの記録がある。記録から実在庫が確認できる。但し、計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。				
6. 農薬の管理							
6.1 農薬の選択・計画							
6.1.1	必須	農薬使用の責任者がいる	① 農薬の選択と使用計画の立案、使用の指示を行う責任者が特定されている。（管理点1.2.1参照） ② 農薬使用の責任者は、農薬使用に関して、農薬管理指導士、普及指導員、農協の防除指導員、緑の安全管理士または都道府県がこれらと同等と認める資格を持っている。あるいは、これらの資格者や病害虫防除所、普及指導センターの助言や講習を受けている。				
6.1.2	重要	農薬に関する最新情報を収集している	農薬使用の責任者は、防除作業の安全・省力化を図るために農薬の最新情報を入手する等農薬の知識を高める努力をしている。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
6.1.3	必須	農薬使用を必要最低限にしている	農薬使用の責任者は、総合的病害虫・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management)に取り組む等、耕種的防除・生物的防除・物理的防除を適切に組み合わせることにより病害虫の発生を抑え、抑えきれない場合は化学的防除を適切に使用している。 例えば下記の取り組みを行っている。 ① 病害虫を事前に予防するための工夫を行っている。 ② 病害虫の発生状況を的確に把握し、防除方法やタイミングを決定するための情報を収集している。 ③ 病害虫の発生状況に基づいて必要最低限の農薬散布を行っている。				
6.1.4	必須	農薬使用計画を立てている	農薬使用の責任者は下記を満たした農薬使用計画を立てている。 ① 散布する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫を書いた使用農薬の一覧表がある。地方公共団体や農協等が発行した最新の防除暦でもよい。 ② 使用する農薬の使用回数、総使用回数、使用時期（収穫前日数等）の基準を満たす計画となっている。				
6.1.5	重要	耐性・抵抗性の発生を防いでいる	過去に使用した農薬を把握し、耐性が生じないような防除計画を立てている。ラベルに指示がある場合はそれに従っている。				
6.1.6	重要	農薬の土壌残留を考慮している	土壌処理農薬について、今後1年間の作付け予定の品目にも適用があるか確認し、次作に残留農薬基準違反の影響が出る可能性がある場合は使用していない。				
6.2 農薬の準備・使用							
6.2.1	必須	農薬使用の責任者が農薬の準備・使用を管理している	農薬を使用する作業者は、農薬使用の責任者の許可無く、農薬を準備・使用していない。				
6.2.2	必須	適切な農薬を選んでいる（国内）	生産国において登録がある農薬のみ使用している。日本の場合、農林水産省に登録されている農薬のみ使用している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
6.2.3	必須	適切な農薬を選んでいる（輸出）	輸出用農産物は、輸出先で使用禁止の農薬が定められている場合、それに従っていることを確認できる。 例えば、EU向け輸出ではEC禁止リスト79/117/ECによって禁止している農薬を過去12ヶ月以内に使用していない。				
6.2.4	重要	農薬散布機の使用前点検をしている	① ノズル、ホース、接合部のチェック等を行い、試運転を行うことで正確に散布できることを確認している。 ② 農薬散布器具が充分に洗浄されていることを確認している。				
6.2.5	重要	適切な場所で準備している	① 農産物や環境に危害の無い場所で農薬を調合している。 ② こぼれた時の対応として、ほうき・ちりとり・ゴミ袋等を用意している。				
6.2.6	必須	使用回数・総使用回数及び使用時期を遵守している	① 使用回数・総使用回数及び使用時期（収穫前日数等）は、ラベルの指示に従っていることが記録から分かる。 ② 連続して収穫する作物は、誤って収穫してしまうことを防ぐ工夫をしている。				
6.2.7	必須	ラベルの表示内容を確認している	① 使用方法（散布・灌注等）、適用作物、適用病害虫、希釈倍数、使用量について、ラベルの指示に従っている。 ② 使用する農薬の最終有効年月を確認している。				
6.2.8	必須	農薬を正確に計量・調製している	① 農薬を正確に計量できる器具を使用している。 ② 平らな場所で水を準備し、正確に希釈している。 ③ 計量カップ等は使用後、3回以上すすぎ、すすいだ水は散布機のタンクに希釈用の水の一部として戻している。 ④ 散布面積から必要な散布液量を計算し、散布液が残らないよう調整している。（管理点6.3.1参照）				
6.2.9	必須	立ち入り禁止期間を遵守している	① ラベルに散布後の立ち入り禁止が記載されている場合は、農薬散布後その期間中は圃場へ立ち入ってはいけないことが文書化（掲示を含む）されている。 ② 散布後の圃場立ち入り禁止日数を守っていることが記録から分かる。				
6.2.10	必須	その他の使用上の注意事項を遵守している	管理点6.2.2、6.2.6、6.2.7、6.2.9以外について、ラベルに記載された使用上の注意がある場合は、その指示に従っている。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
6.3 農薬の片付け・記録							
6.3.1	重要	農薬散布後の残液を適切に処理している	① 調合した薬液は使い切るようにしている。(管理点6.2.8参照) ② 農薬散布後の残液の処理は、地方公共団体の指導に従っている。地方公共団体の指導がない場合には、規定の散布量を超えない範囲で散布むらの調整に使用している。さらに残液がある場合は、自分の管理する場所で、農産物や水源に危害がなく、作物を植えることのない場所を選び、土にしみ込ませるようにしている。				
6.3.2	重要	散布設備を洗浄している	① 散布設備に農薬が残らないような洗浄手順を決めた上で、散布後は速やかに散布機、ホース、ノズル、接合部及びタンクを洗浄している。 ② 散布設備を洗浄する場所を特定している。 ③ 薬剤の付着した状態で、タンク等を他の目的に使用していない。				
6.3.3	重要	散布設備の洗浄水を適切に処理している	散布設備を洗浄した廃水の処理は、地方公共団体の指導に従っている。地方公共団体の指導がない場合には、規定の散布量を超えない範囲で、散布むらへの調整、灌水、または自分の管理する場所で、農産物や水源に危害がなく作物を植えることのない場所へしみ込ませるようにしている。				
6.3.4	必須	農薬使用を記録している(その1)	農薬使用について、下記の項目を記録している。④⑥は使用農薬の一覧表からの引用が分かるようになっているのでもよい。(管理点6.1.4参照) ① 対象作物または品種(農薬登録における適用作物名) ② 使用場所 (圃場の名称または圃場番号) ③ 使用日 ④ 農薬の商品名及び有効成分名 ⑤ 希釈倍数と使用量 ⑥ 使用時期(収穫前日数等)				
6.3.5	重要	農薬使用を記録している(その2)	農薬使用について、下記の項目を記録している。②③は使用農薬の一覧表、④は組織表からの引用が分かるようになっているのでもよい。(管理点1.2.1、6.1.4参照) ① 作業者名 ② 使用目的(適用病害虫・雑草名) ③ 使用方法(散布機等の機械の特定を含む) ④ 農薬使用の責任者名				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
6.4 農薬の保管							
6.4.1	必須	農薬保管の責任者がいる	① 農薬保管の責任者が特定されている。(管理点1.2.1参照) ② 農薬保管の責任者が農薬保管庫の鍵を管理し、誤使用や盗難を防いでいる。				
6.4.2	必須	農薬の保管条件は適切である(その1)	① 農薬保管庫は強固であり施錠されている。 ② 農薬は、購入時に入っていた容器のままで保管されている。容器が壊れてしまった場合、新しく入れ替えた容器には元の容器のラベル表示が書き写されている。				
6.4.3	重要	農薬の保管条件は適切である(その2)	① 開封した農薬は、蓋や開け口がきちんと閉められており、こぼれない様になっている。 ② 農薬同士がこぼれた際に混ざらないように、液状のものは粉剤・粒剤・水和剤の上に置かない、もしくはトレー等を利用している。 ③ 作物に使用するもの、作物以外に使用するもの(除草剤や圃場外に限って使用が許可されているもの)を分けて保管し、誤用を回避している。 ④ 農薬流出に対処するため、内容量にあったトレーや囲いを用意している。流出した農薬を清掃するための専用の砂・ほうき・ちりとり・ごみ袋等が用意されている。 ⑤ ラベルで要求されている温度条件が保たれている。 ⑥ その他ラベルに記載された保管上の注意がある場合は、その指示に従っている。 ⑦ 立ち入り可能な保管庫の場合、通気性がある。 ⑧ ラベルが読める程度の明るさがある。 ⑨ 農薬及び農薬準備・散布に必要な器具以外のものは置かれていない。 ⑩ 危険性を警告する表示がされている。				
6.4.4	努力	農薬の保管条件は適切である(その3)	農薬の保管庫の棚が農薬を吸収・吸着しないような対策が採られている。				
6.4.5	必須	農薬の最終有効年月を管理している	最終有効年月を過ぎた農薬を分別して保管している。廃棄する場合は、管理点12.1に従っている。				
6.4.6	重要	農薬の在庫を管理している	① 農薬の在庫は台帳で確認できる。 ② 台帳には、入庫ごと・出庫ごとの記録がつけられており、記録から実在庫が確認できる。 ③ 開封・未開封が識別管理されている。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
6.5.1	必須	ドリフトの危険性を認識している	自分の圃場を含む周辺圃場で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフトの危険性について認識している。（管理点1.2.2の③参照）				
6.5.2	重要	ドリフト対策を講じている	周辺の生産者とコミュニケーションをとることによって、周辺地からのドリフト対策を行っている。コミュニケーションの内容としては、農薬散布や収穫時期の連絡、散布方法を話し合う等がある。 コミュニケーションで改善しないドリフトについては、緩衝地帯をもうける・防風ネットを設ける等他の対策を行っている。対策については管理点11.1も参照している。				
6.6 残留農薬検査　※団体審査・認証での残留農薬検査は『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準』も参照のこと							
6.6.1	必須	残留農薬の基準を把握している	① 農産物が取引される国の最新の残留農薬基準の情報を入手している、または入手方法を知っている。 ② 農産物が取引される国の残留農薬基準への適合を考慮している。 例えば、必要に応じて農薬を変える、残留農薬検査の結果を活用する、等がある。				
6.6.2	必須	残留農薬検査の計画を立てている	① 残留農薬検査の計画が文書化されている。 ② 残留農薬検査の計画は農場内で使用した農薬のうち、もっとも残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所からサンプルを選んでいる。 残留の可能性の判断基準としては、以下のものがある。 収穫から最も近い時期に散布した成分、使用回数の多い成分、作物に対して残留しやすいという知見のある成分。				
6.6.3	必須	残留農薬検査を実施している（使用農薬）	管理点6.6.2の計画に基づき、年1回以上残留農薬検査を行い、農薬の使用が適正であることを確認している。サンプリング方法を記録し、検査記録を保管している。				
6.6.4	努力	残留農薬検査を実施している（ドリフト）	周辺圃場からの農薬のドリフト（飛来・飛散）の可能性が高いと思われる農薬成分について、年1回以上残留農薬検査を行っている。サンプリングは農薬のドリフトの可能性が高い場所及び時期を考慮している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
6.6.5	重要	信頼のおける検査機関に依頼している	残留農薬検査を行う検査機関は、下記のいずれかを満たしている。 ① 食品衛生法に基づく登録機関、ISO17025認定機関 ② 日本GAP協会が推奨する検査機関 ③ 年1回以上、外部精度管理試験に参加しており、適切な精度管理を行っている機関				
7. 収穫・輸送に関わる衛生管理(圃場における出荷用包装を含む)							
7.1	必須	収穫と農産物取扱い施設までの輸送について作業の工程を文書化している	収穫と、圃場から農産物取扱い施設までの輸送について、作物ごとに作業工程を文書化している。文書化した作業工程は、作業内容、作業場所、器具、機械が明確になっている。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、作業工程の文書を修正している。 (参考:具体的な文書の例は47ページ参照)				
7.2	必須	作業工程と危害要因について検討している(収穫・輸送)	管理点7.1の作業工程を元に、危害要因を決定し、その危害要因が付着・混入する可能性を作業工程ごとに検討し、文書化している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、再検討をしている。 (参考:具体的な文書の例は47ページ参照、危害要因については48ページ参照)				
7.3	必須	作業工程ごとに農産物の安全を確保する対策を立てている(収穫・輸送)	管理点7.2の検討を元に、農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順を各工程ごとに作成して文書化(表示・掲示でも良い)している。 各工程の作業内容、作業場所、器具、機械それぞれの観点から対策を検討している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、対策・ルール・作業手順の再検討をしている。 (参考:具体的な対策の例は48ページ参照)				
7.4	必須	対策・ルール・作業手順を周知し、実施している(収穫・輸送)	① 商品管理の責任者が管理点7.3で定めた対策、ルール、手順を農場の責任者も含む作業者全員に周知・指導している。 ② 作業者が対策、ルール、手順を定められたとおり実施していることを商品管理の責任者が確認している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
7.5	重要	収穫場所での出荷用包装は衛生的に行っている	収穫場所で出荷用包装する場合、下記の項目を満たしている。 ① 梱包した農産物の一時保管場所は清潔であり、梱包した農産物を汚染しないようになっている。 ② 梱包資材は汚染がないよう、清潔に保管している。 ③ 梱包資材の破片や廃棄物を圃場から取り除いている。 ④ 管理点7.1、7.2、7.3、7.4の項目を収穫場所での包装、出荷の工程についても実施している。				
8. 農産物取扱い（保管・選別・調製・洗浄・包装・出荷）							
8.1	必須	農産物取扱いの作業工程を書き出している	農産物取扱いに関する作業について、作物ごとに作業工程を文書化している。文書化した作業工程には、作業内容、作業場所、器具、機械が明確になっている。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、作業工程の文書を修正している。 （参考：具体的な文書の例は47ページ参照）				
8.2	必須	作業工程と危害要因について検討している（農産物取扱い）	管理点8.1の作業工程を元に、危害要因を決定し、その危害要因が付着・混入する可能性を年1回以上作業工程ごとに検討し、文書化している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、再検討をしている。 （参考：具体的な文書の例は47ページ参照、危害要因については48ページ参照）				
8.3	必須	作業工程ごとに農産物の安全を確保する対策を立てている（農産物取扱い）	管理点8.2の検討を元に、農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順を各工程ごとに作成して文書化（表示・掲示でも良い）している。 各工程の作業内容、作業場所、器具、機械それぞれの観点から対策を検討している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、対策・ルール・作業手順の再検討をしている。 （参考：具体的な対策の例は49ページ参照）				
8.4	必須	対策・ルール・作業手順を周知し、実施している（農産物取扱い）	① 商品管理の責任者が管理点8.3で定めた対策、ルール、作業手順を農場責任者も含む作業者全員に周知・指導している。 ② 作業者が対策、ルール、作業手順を定められたとおり実施していることを商品管理の責任者が確認している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
8.5	必須	適切な施設で農産物を保管・選別・包装している(その1)	農産物を保管・選別・包装する施設は下記の項目を満たしている。 ① 作業場と区別されたところに清潔なトイレ・手洗い場がある。トイレ・手洗い場には清潔な水・石けん・タオル類が常備され、手洗いのルールが表示されている。 ② 農産物を保管する場所は適切な温度と湿度が保たれている。 ③ 光に敏感な農産物(ジャガイモ等)を長期間保管する場合、光が入らない場所で保管している。 ④ 農薬・家庭用殺虫剤・肥料・燃料を置いていない。 ⑤ 農産物が通過するライン上にある照明は、壊れた時に破片が飛び散らないようになっている。飛散時の対策手順(ガラスやプラスチックの破片の処理手順等)を文書化している。照明は作業に適した明るさが確保されている。 ⑥ 管理点8.2の検討結果に基づき、その他の施設の問題点に対処している。				
8.6	重要	適切な施設で農産物を保管・選別・包装している(その2)	農産物を保管・選別・包装する施設は下記の項目を満たしている。 ① 包装資材を清潔に保管している。 ② 包装資材の誤使用を防ぐ工夫をしている。 ③ 定期的に整理・整頓・清掃されており清潔である。 ④ 農産物に接触する可能性のある清掃用品や潤滑油は食品業界で使用が許可されているものを使用し、使用上の注意を遵守している。 ⑤ 清掃用品や潤滑油は、農産物と離れた場所に置かれている。 ⑥ 動物(ペットを含む)や害虫の侵入を防ぐための対策がとられている。 ⑦ 喫煙・飲食場所を作業場と区別してもうけている。 ⑧ 廃棄物は出荷する農産物と区分され、適切に処理されている。				
8.7	努力	適切な施設で農産物を保管・選別・包装している(その3)	農産物を保管・選別・包装する施設では、出庫の順番を管理している。				
8.8	努力	食品安全や衛生管理の新たな知見・情報を集めている	商品管理の責任者は、専門誌、書籍または研修会等を通じて、収穫から出荷までの食品安全や衛生管理に関する知識や情報を入手している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
C 環境保全型農業							
9. 水の保全							
9.1 水量の確保							
9.1.1	努力	灌漑用水の取り決めを守っている	灌漑用水に関する地域の取り決めや地方公共団体の指導、許可制度がある場合はそれに従っている。				
9.2 水質の保全							
9.2.1	重要	農薬による水質汚染を防いでいる	使用した農薬が地下水や河川を汚染しないようにしている。 ① 農薬使用を必要最低限にしている。(管理点6.1.3参照) ② 農薬散布後の残液を適切に処理している。(管理点6.3.1参照) ③ 散布設備の洗浄水を適切に処理している。(管理点6.3.3参照)				
9.2.2	重要	肥料による水質汚染を防いでいる	① 使用した肥料等の硝酸塩やリン酸が地下水や河川を汚染しないように、適切な施肥設計による施肥量の削減や施肥時期の調整、その他の対策を講じている。(管理点5.1.2参照) ② 養液栽培の場合は、養液の排水量を削減する工夫をしている。 ③ 保管している肥料・堆厩肥からの流出物による水質汚染を防いでいる。(管理点5.4.2,5.4.5参照)				
10. 土壌の保全							
10.1	努力	よい土作りを行っている	圃場の土壌特性を把握し、その土壌に適した土作りを行っている。 例えば下記の方法がある。 土壌図の利用、堆厩肥の施用、緑肥の栽培、クリーニングクロップの作付、適切な土壌改良資材の使用、サブソイラ等による硬盤破壊、適地における不耕起栽培の実施。				
10.2	重要	土壌流出を防いでいる	土壌流出を食い止めるような耕作技術を利用している。 例えば、下記の方法がある。 土壌の透水性改善、草生栽培等の被覆作物の栽培、植生帯の設置、等高線栽培、風向きを考慮した畝立の実施、防風垣の設置、適地における不耕起栽培。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
11. 周辺地への配慮							
11.1	必須	周辺への農薬ドリフトを防いでいる	周辺地へ農薬のドリフト（飛散）を防ぐ対策をとっている。 例えば、下記の方法がある。 散布量が多くなりすぎないようにする、風の強さ・風向きに注意する、散布の方向や位置に注意する、細かすぎる散布粒子のノズルを使用しない、散布圧力を上げすぎない、タンクやホースは洗いもれがないようにする、まわりの作物にも登録のある農薬を使用する、飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を使用する、近隣生産者とコミュニケーションを取る、緩衝地帯をもうける。 土壌くん蒸剤を使用する場合は、被覆することで外部への拡散を防いでいる。				
11.2	努力	排水を適切に管理している	圃場や施設で発生する排水が、周辺の圃場や住宅に被害を与えないような対策をとっている。				
11.3	努力	虫害・臭害を防いでいる	作物、廃棄物、肥料等に集まる虫や臭いが周辺地に被害を与えないようにしている。 例えば、下記の方法がある。 住宅や農産物取扱い施設から離れた場所で保管する、シートで覆う、堆厩肥の場合は戻し堆肥を利用する等して発酵を促進している。				
11.4	努力	産業廃棄物による汚染を防いでいる	水源や土壌を汚染する可能性のある廃棄物を圃場に入れていない。				
12. 廃棄物の適切な処理と減量・リサイクル							
12.1	必須	適切に廃棄物の保管と処理を行っている	① 農場から出る廃油、廃プラスチック、植物残渣、その他環境を汚染する可能性のある廃棄物を一覧表に書き出し、処理方法と保管場所を明確にしている。 ② 廃棄物は地方公共団体の指導に従い、適切に保管・処理している。 ③ 使用済み農業資材を野焼き、放置、埋め立てしていない。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
12.2	重要	廃棄物の減量・分別・リサイクルを行っている	農場から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。 ① 廃棄物の減量 ② 決められた場所に分別して保管 ③ リサイクルの努力をしている				
12.3	必須	農薬の空容器を適切に保管している	農薬の空容器は下記のことを守って保管している。 ① 空容器の処理と保管はラベルの指示に従う。 ② 容器内の農薬は使い切っている。 ③ 液状の農薬の場合は、農薬散布の準備の際に空容器を水で3回以上すすぐ。すすいだ水は散布機のタンクに希釈用の水の一部として戻す。 ④ 空容器は他の目的に使用しない。 ⑤ 人間、動物、農産物や包装資材と接触しないよう、環境を汚染しないように安全に保管している。				
12.4	必須	農薬の空容器を適切に処理している	農薬の空容器は下記のことを守って処理している。 ① 地方公共団体の指導に従って処理している。 ② 地方公共団体、農協に回収・処理サービスがあれば、それを利用する。 ③ 回収・処理の実績（産業廃棄物管理票（マニフェスト）、廃棄物処理の委任状等）がある。 ④ 紙の空容器は事業系一般廃棄物として処理している。				
13. エネルギーの節約							
13.1	努力	エネルギー使用量を把握している	電気、ガス、重油等のエネルギー使用量を把握し、エネルギーの節約に役立てている。				
13.2	重要	省エネルギーの努力をしている	機械や施設を使用する際に、省エネルギーの工夫している。化石燃料の使用を最小限にとどめる工夫をしている。 例えば、下記の方法がある。 作業工程を見直し、作業効率を上げる。エネルギー効率の高い機械・施設を選択する。適切な温度管理をする。機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしている。不要な照明は消灯する。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
14. 環境保全への意識と生物多様性への配慮							
14.1	必須	開発規制・利用制限を遵守している	自然保護地域では、規制に従って圃場を開発している。 自然保護地域とは、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣の特別保護区、生息地等保護区、ラムサール条約登録湿地、世界自然遺産を指す。				
14.2	重要	野生動植物を把握している	農場と農場周辺に生息する動植物を把握しており、それらと自分の農業活動にどのような関係があるか認識している。				
14.3	必須	外来生物を適切に管理している	① 農業生産で使用する外来生物（導入天敵やマルハナバチ等）が生態系を乱さないような管理をしている。 例えば、下記の方法がある。 栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆。使用後のハチの確実な殺処分の実施。 ② セイヨウオオマルハナバチの飼養は環境省の許可を取得している。				
14.4	努力	環境保全に関する新たな知見・情報を集めている	環境保全に関する知識や情報を入手している。				
14.5	努力	環境保全に関する活動に参加している	環境保全に関する取り組みに参加している。 例えば、下記の方法がある。 水田の生き物調査。ビオトープの設置。希少な在来品種の系統保存。				
D 労働安全							
15. 作業者の安全							
15.1 事故の防止							
15.1.1	必須	労働安全の責任者がいる	① 労働安全の責任者が特定されている。（管理点1.2.1参照） ② 労働安全の責任者は、農場内の労働安全について管理の責任を負っている。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
15.1.2	必須	農作業における危険箇所を書き出している	農場内で考えられる危険な作業・危険な場所についての一覧表がある。 一覧表は、作業内容・作業場所・機械の観点から作成されている。 作業内容・作業場所・機械に変更があった場合には、危険な作業・危険な場所の一覧表を修正している。				
15.1.3	重要	事故の防止対策を立てている	管理点15.1.2の危険な作業・危険な場所の一覧表に基づき、事故を防ぐための対策、ルール、作業手順が文書化もしくは表示されている。 作業内容・作業場所・機械の変更があった場合は対策の再検討を行っている。 対策の設定にあたっては、農林水産省『農作業安全のための指針』や独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）『農作業現場改善チェックリスト』を活用している。				
15.1.4	重要	危険な作業は作業者を制限している	管理点15.1.2で特定した危険な作業を実施する作業者は下記の条件を満たしている。 ① 安全のための充分な訓練を受けたことが記録で分かる。 ② 酒気帯び者、薬剤服用者、病人、妊婦、未成年、必要な資格を取得していない者、ではない。 ③ 高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。 ④ 安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。				
15.1.5	重要	事故の防止対策を作業者に周知徹底している	① 管理点15.1.3で定めた事故を防止するための対策、ルール、作業手順を作業者全員に周知し、実行させている。 ② 危険性のある作業内容・作業場所・機械については、作業者の目に付くような危険表示をしている。 ③ 点検作業等はマニュアル化し、経験則ではなく誰でも分かるようにしておく。 ④ 作業者の間でヒヤリハットの情報共有をしている。 ⑤ 機械類の誤操作を防ぐ対策をとっている。 例えば、次のような方法がある。カバーを付ける、操作法を掲示する。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
15.1.6	必須	労働安全衛生に関する作業の資格を持っている	法規制で要求されている場合には、労働安全衛生に関係する作業の公的資格の保有、または講習を修了した者がいることを証明できる。 例えば、下記のような免許・講習がある。 大型特殊免許、危険物取扱者、フォークリフト運転技能講習、はい作業主任者、ボイラー取扱技能講習、玉掛技能講習。				
15.1.7	重要	安全な農業機械を使用している	① 新しく購入する農業機械は、型式検査合格証票や安全鑑定証票の有無を確認している。 ② トラクター等乗用型機械は転倒事故防止の対策をとっている。 ③ 農業機械の取扱説明書は、内容を理解し、すぐに取り出せるところに保管している。				
15.1.8	重要	適切に燃料を保管管理している（その1）	① 燃料タンク配管からの燃料漏れがないか確認している。 ② 燃料タンクの容量にあった防油堤を設置している。 ③ 内容物に適した容器を用いている。例えば、ガソリンは金属製の容器に入れている。 ④ 燃料のそばで火気を使用しない。				
15.1.9	努力	適切に燃料を保管管理している（その2）	① 使用しないときはバルブをしっかり閉めている。 ② 燃料タンク・ポリタンク等の転倒防止対策を講じている。 ③ 危険物表示を行っている。 ④ 消火器を用意している。				
15.1.10	必須	保護衣・防護具を着用している	作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な保護衣及び保護具（防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴）を着用している。				
15.1.11	重要	保護衣・防護具を洗浄している	① 保護衣を着用後に毎回洗浄している。 ② 再利用する保護具を使用後、毎回洗浄している。 ③ 保護衣は着用後に他の服とは分けて洗浄しており、手袋は外す前に洗っている。 ④ 破れたり痛んだりした保護衣や、マスクの汚れたフィルターは新しく替えている。				
15.1.12	必須	保護衣・防護具を適切に保管している	保護衣と保護具（防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴）を農薬および農産物と接触しないように保管している。また、換気のよい場所に保管している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
15.1.13	重要	訪問者に対する注意喚起をしている	下記に関して、訪問者も守るべき農場のルールを訪問者に伝え、注意を喚起している。 ① 管理点15.1.3で定めた事故防止 ② 食の安全 ③ 環境への配慮				
15.2 事故発生時の対処							
15.2.1	重要	事故の対応手順を周知している	労働事故発生時の対処手順や連絡先（労働安全の責任者、病院・警察・消防署）、非常口・消火器の場所、水道・電気・ガスの緊急停止方法が定められており、作業者全員に周知されている。				
15.2.2	重要	緊急事態の準備をしている	労働事故発生時に清潔な水および救急箱がすぐに使えるようになっている。				
15.2.3	重要	応急処置ができる人がいる	農場内に少なくとも一人、応急処置訓練を受けた作業者がいる。				
15.3 保険の加入							
15.3.1	必須	労災保険に加入している（その1）	常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。（常時雇用の従業員が5名未満の個人事業を除く）				
15.3.2	努力	労災保険に加入している（その2）	① 常時雇用の従業員が5名未満の個人事業であっても、労災保険に加入している。 ② 従業員以外の農場主や家族従事者が、労災保険に特別加入している。				
15.3.3	努力	任意保険に加入している	① 必要に応じて傷害共済等の任意保険に加入している。 ② 農耕作業用の大型特殊自動車及び小型特殊自動車の任意保険に加入している。				

E スプラウト類専用項目

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
E4.1.3.	重要	スプラウト類の培地の安全性を確認している	スプラウト類の培地は製造元から原料の証明書等を入手するなど年1回以上安全性を確認している。				
E4.1.4.	重要	スプラウト類の培地の問題への対策をとっている	管理点E4.1.3の確認の結果、問題がある場合は、対策をとっている。				
E4.1.5.	重要	スプラウト類の培地や栽培容器を衛生的に管理している	スプラウト類の培地や栽培容器の管理は下記の項目を満たしている。 ① 病原微生物汚染や異物が混入しないよう保管している。 ② 再利用する場合は適切な洗浄を行っている。 ③ 洗浄前の容器と洗浄後の容器が明確に識別できるようになっている。				
E4.2.3	必須	スプラウト類の使用水を適切に管理している	スプラウト類の使用水は下記の対策をとっている。 ① 培養液に使用する水の水質検査を年1回以上行い、国や地方公共団体の飲用水の基準に適合していることを確認している。 ② 給水設備は定期的にメンテナンスを行い、正常に稼働することを確認している。 ③ 養液タンク等に病原微生物や異物が混入しないよう対策をとっている。				
E4.4.5	重要	スプラウト類の種子の安全性を確認している	スプラウト類の種子は下記の項目に配慮している。 ① 発芽前に殺菌消毒処理を行い、処理内容を記録している。 ② 殺菌消毒後は衛生的な管理を行っている。				
E4.4.6	重要	スプラウト類の種子を衛生的に保管している	スプラウト類の種子は下記の項目に配慮している。 ① 種子は直接壁や床に接触しないように保管している。 ② 種子に病原微生物や異物が付着しないよう対策をとっている。 ③ 種子保管室の温度はその品種に適した温度を保っている。 ④ 播種作業時には使用器具及び手指を清潔に保っている。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
E8.9	必須	食品衛生安全対策を講じている(スプラウト類)	スプラウト類の農産物取り扱い施設では下記の項目を遵守している。 ① 年1回以上作業者の検便(サルモネラ及び腸管出血性大腸菌O-157を含む)を行っている。 ② 施設の出入り口に足洗槽を用意している。 ③ 年1回以上農産物の微生物検査(サルモネラ及び腸管出血性大腸菌O-157を含む)を行っている。				

F きのこ類専用項目

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
F4.2.4	必須	栽培中に使用する水の安全性を確認している(きのこ類)	きのこ類に使用する水は重金属(鉛、カドミウム、水銀、ヒ素)が飲用基準値以下であることを確認している。				
F4.4.7	重要	きのこ類の種菌を衛生的に取り扱っている	きのこ類の種菌は下記の項目に配慮している。 ① 種菌は直接壁や床に接触しないように保管している。 ② 種菌に病原微生物や異物が付着しないよう対策をとっている。 ③ 種菌保管室の温度はその菌種に適した温度を保っている。 ④ 植菌作業時には使用器具及び手指を清潔に保っている。				
F4.6.1	重要	きのこ施設の消毒を適切に行っている	きのこ類は下記の対策をとっている。 ① 施設・接種機器等の消毒は培地にかからないように取り扱っている。 ② 栽培場所の消毒は培養菌床にかからないように取り扱っている。 ③ 栽培場所に小動物・害虫が発生しないように清掃を行っている。これらが発生した場合は駆除を行っている。 ④ 消毒剤はきのこに影響のないものを使っている。 例えば、下記のようなものがある。 滅菌水、消毒用アルコール、食品添加用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、二酸化塩素、電解水				
F4.6.2	重要	きのこ類の使用資材の安全性を確認している	きのこ類の使用資材は安全性を年1回以上確認している。 使用資材には、原木、培地基材、栄養材、添加材、増収材、覆土がある。 ① 使用原木の産地・樹種を確認している。輸入の場合は原料の安全性に関する証明書等を入手している。 ② 培地基材(おがこ、チップ等)の産地を確認し、輸入の場合は原料の安全性に関する証明書等を入手している。 ③ 栄養材(米ぬか、ふすま等)の購入先・原料を確認している。 ④ 添加材(炭酸カルシウム等)の購入先・原料を確認している。 ⑤ 増収材は購入先と成分を確認している。 ⑥ 容器の購入先・原料(材質)を確認している。 ⑦ その他の資材(封ろう、スチロール栓、覆土)の購入先、原料を確認している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
F4.6.3	重要	きのこ類の使用資材の問題に対策を講じている	管理点F4.6.2の確認の結果、問題がある場合は、対策をとっている。				
F4.6.4	重要	きのこ類の培地や栽培容器を衛生的に取り扱っている	きのこ類の培地や栽培容器の管理は下記の項目を満たしている。 ① 病原微生物汚染や異物が混入しないよう保管している。 ② 再利用する場合は適切な殺菌消毒・洗浄を行っている。殺菌した場合は、殺菌場所、実施日、薬品名、使用方法、作業者名、植え付け前期間を記録している。農場外で行う場合は、培地を殺菌した会社の名称と所在地を記録している。 ③ 培地や栽培容器を衛生的に取り扱っている。 ④ 定期的に施設の清掃を行っている。 ⑤ 浸水容器は、農薬を希釈するなど他の目的に使用していない。 ⑥ 消毒剤はきのこに影響のないものを使っている。 例えば、下記のようなものがある。 滅菌水、消毒用アルコール、食品添加用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、二酸化塩素、電解水				
F4.6.5	重要	きのこ類の資材の使用を記録している	きのこ類の資材について下記の内容を記録している。 ① 使用した場所（圃場の名称または圃場番号）（管理点1.2.2参照） ② 使用日 ③ 資材等の名称と成分（組成内容：炭酸カルシウム、硫酸アンモニウム等） ④ 使用量 ⑤ 使用方法 ⑥ 作業者名 ⑦ 購入先				
F6.2.11	必須	伏せ込み地への除草剤はほだ木に影響がないように散布している	きのこ類の原木栽培では、伏せ込み地（ほだ場）への除草剤散布は、ほだ木に飛散しないようにしている。				

G　海外項目（GLOBALG.A.P.認証を目指すJGAP認証生産者のためのガイドライン注　対応）

・JGAP認証農場がGLOBALGAP認証を希望する場合

JGAP認証農場がGLOBALG.A.P.認証取得を希望する場合、海外項目に追加で取り組み、JGAP審査・認証機関に審査の申し込みをして下さい。GLOBALG.A.P.に対応していないJGAP審査・認証機関がありますので、最新の情報を日本GAP協会ホームページで確認するか、日本GAP協会までお問い合わせ下さい。

JGAP基本項目+海外項目の特徴

① JGAP を土台にしてGLOBALG.A.P.基準が整理されており、GLOBALG.A.P.に取り組みやすくなっています。

② JGAP認証農場が追加で海外項目にも取り組むことによりGLOBALG.A.P.の導入が容易になります。

③ GLOBALG.A.P.は文言や要求事項の表現が難しい部分もありますが、JGAP基本項目+海外項目を利用することで、審査員と農場のコミュニケーションが効率化し、その結果として審査時間の短縮が期待できます。

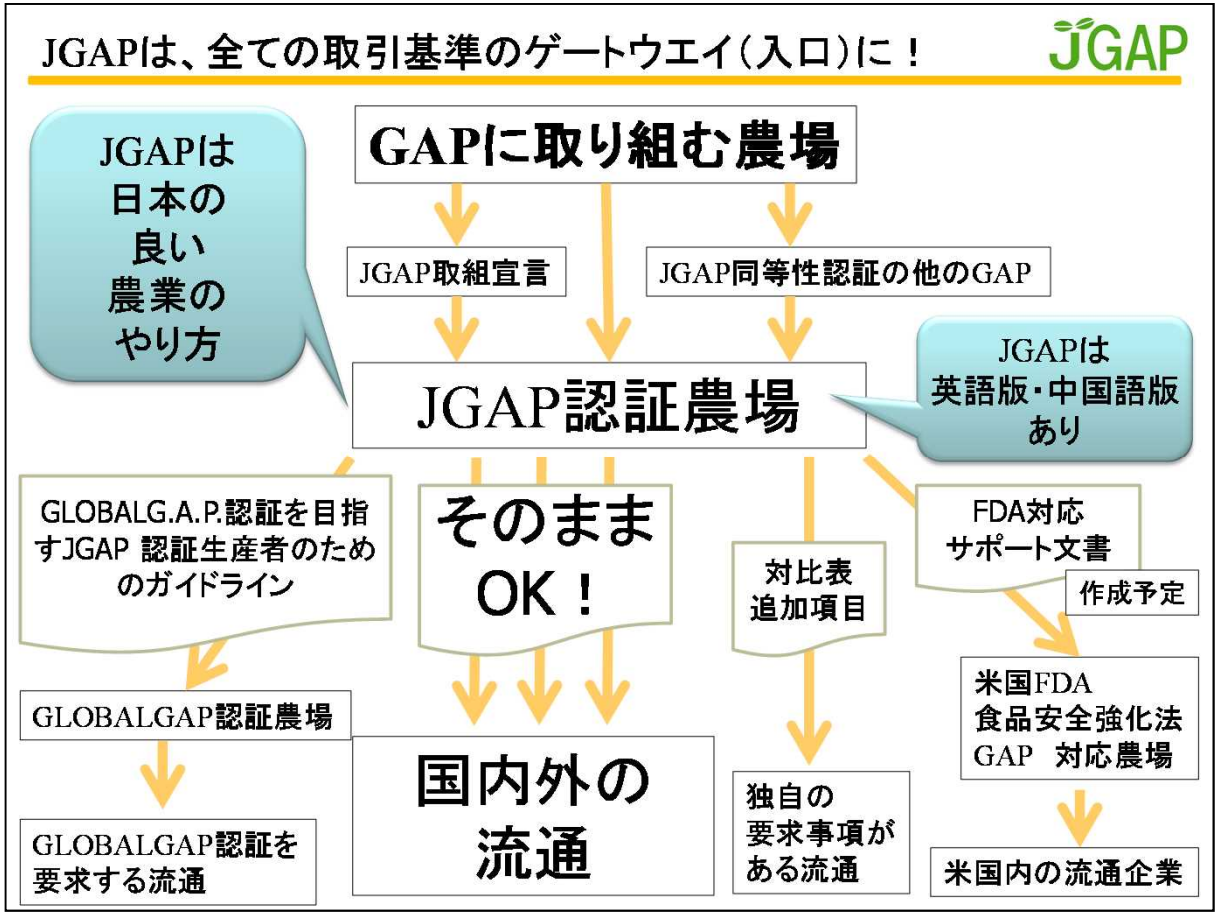

注：「GLOBALG.A.P.認証を目指すJGAP 認証生産者のためのガイドライン（Guideline for JGAP Certified Producers aiming at GLOBALG.A.P. Certification）」とは、JGAP とGLOBALG.A.P.の基準（青果物）の共通点と相違点を簡単に理解できるように、GLOBALG.A.P.と日本GAP 協会によって協同作成された文書です。このガイドラインはGLOBALG.A.P.ウェブサイト（http://www.globalgap.org/）から入手できます。

1ページの「本書の利用方法」も参照して下さい。

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
A 農場運営と販売管理							
G1.2.7	重要	機械や測定器具を適切に較正している	散布機械については、散布量が一定、均等、想定通りであることを確認する作業を行っている。例えば、散布機械を作動し、一定時間内の液の消費量を測っている。 使用する測定器具（温度計や秤など）は定期的に較正している。				
G1.3.3	重要	外部委託先は、JGAP審査で必要が生じた場合、審査員が立ち入り審査を行うことに合意している	農場は、必要が生じた場合にJGAP審査員が立ち入り審査を行うことの許可を、外部委託先から得ている。				
G3.2.4	必須	農場内のトレーサビリティを確保している（出荷記録）	管理点3.2.2に加え、下記の点について記録を残している。 品目ごとのGLOBALG.A.P.認証の有無				
G3.4.3	必須	商品回収の予行演習を行っている	年に1度、管理点3.4.2の手順書のテストを行っている。				
B 食の安全							
G4.1.3	重要	連作障害の予防をしている	連作障害の可能性がある1年生作物は連作障害を防ぐ工夫をしている。 例えば、下記の方法がある。 輪作、太陽熱消毒、緑肥の使用による土作り。 （※海外項目を適用する場合、管理点4.1.2は無効とし、本管理点を優先する。）				
G4.2.3	必須	栽培中に使用する水の問題に対策を講じている	上記の確認の結果、危険性が高いと判断される問題点については、水質検査を実施後、対策を講じている。 （※海外項目を適用する場合、管理点4.2.2は無効とし、本管理点を優先する。）				

G4.2.4	必須	栽培中に使用する水の安全性を確認している	下記の情報を参考に、栽培中に使用する水が農産物に危害を与える可能性が無いか年1回以上確認している。 ① 灌漑方法 （水が作物に接触する方法のほうが危険性が高い。） ② 灌漑時期 （収穫が近い時期の灌漑のほうが危険性が高い。） ③ 作物のタイプ （生で食べるもの、皮をむかずに食べるもの、栽培過程で土や水と接触するもの、の方が危険性が高い。） ④ 農薬の種類 （農薬散布に使用する水の場合） ⑤ 水源				
G4.2.5	重要	4.2.2で行った水質検査において、微生物検査を行っている。	4.2.1.で行った確認の結果、微生物による汚染の危険性が高いと判断された場合は、検査機関において微生物検査を行っている。				
G4.2.6	必須	未処理の汚水を灌漑・灌水施肥に使用することを禁止している	管理点4.2.1に加え、下記の点について取り組んでいる。 灌漑・灌水施肥（滴下施肥、養液土耕）用に未処理の汚水を使用していない。処理済の汚水を使うときは、WHO(世界保健機構)発行の"Guidelines for the Safe Use of Wastewater and Excreta in Agriculture and Aquaculture 1989"（農業と養殖での排水と排泄物の安全利用に関するガイドライン、1989）に適合している。また、水源の汚染が疑われる場合は（上流に村落がある等）、水質が灌漑用水の水質に関するWHOガイドライン（Health guidelines for the use of wastewater in agriculture and aquaculture, WHO Technical Report Series 778, 1989.）、もしくは地域の基準に適合していることを、水質分析によって示すことができる。				
G4.3.3	必須	農産物の最終洗浄に使用する水源は、飲用適または所轄官庁によって洗浄に適しているとされている	管理点4.3.1に加え、下記の点について取り組んでいる。 農産物を最後に洗う水は国や地方公共団体によって洗浄に適しているとされている。あるいは過去12ヶ月以内に、洗浄用機械に水が入る地点での水質分析を行っている。もしくはこれらの両方がなされている。分析対象となる各要因のレベルはWHOの閾値以内であるか、または国や地方公共団体によって食品業界での安全性が認められたレベルであることを確認している。				
G4.3.4	必須	収穫場所で収穫物を扱う際に使用する氷や水は、飲用水を使用しており、生産物を汚染しないような衛生的な状態で取り扱っている	管理点4.3.1に加え、下記の点について取り組んでいる。 収穫場所で使用する氷や水は、どんな場合であっても、飲用水から作り、生産物を汚染しないような衛生的な取扱いを行っている。				

G4.3.5	努力	適切な試験機関が水質分析を行っている	管理点4.2.2、4.3.1の水質検査は、現時点で有効な国際標準機構(ISO)17025認定、もしくはそれと同等な国の認定を受けた試験機関が行っている。あるいは試験機関が現在認定取得手続き中であることを証明する文書がある。				
G4.4.5	重要	種苗の品質管理を適切に行っている	保管もしくは栽培している種苗に病害虫が発生していないことを確認している。				
G4.5.1	必須	遺伝子組換え作物の植え付け、または試験栽培は生産国の関連法規全てに適合している	農場・団体は、生産国で適用される法律の写しを保持し、それに従い遵守している。 特定の変更事項または固有の識別情報、もしくはこれら両方について記録している。具体的な生産方法と管理に関するアドバイスを受けている。				
G4.5.2	重要	遺伝子組換え作物を栽培している場合、関連文書類が閲覧可能である	遺伝子組換え作物を栽培している場合、植え付け、栽培あるいは生産に関する記録文書が閲覧可能である。				
G4.5.3	必須	生産者は、その直接の顧客に対し、生産物が遺伝子組換えである旨の情報を提供している	連絡の証拠となる文書がある。				
G4.5.4	重要	遺伝子組換え作物の取扱いについてのプランを作っており、その中で、隣接する非遺伝子組換え作物への予期せぬ混合や、生産物の完全性についての戦略を定めている	非遺伝子組み換え作物への汚染を防ぐため、遺伝子組換え作物の取扱方法・貯蔵方法に関する計画文書がある。				
G4.5.5	必須	遺伝子組換え作物を保管する際には、他の作物との偶発的な混合が起こらないような方法をとっている	遺伝子組換え作物が完全に識別されて保管されていることを見て確認できる。				

G5.1.8	必須	有機肥料は定植前（果樹の場合は開花前）に行っており、作物の成長時期には行っていない	作物の汚染を防ぐため、有機肥料や堆厩肥の散布と作物の収穫の間には十分な期間がおかれていることが、肥料の散布記録と収穫記録で確認できる。					
G5.1.9	重要	肥料等の安全性を確認している（生物学的危害）	普通肥料以外の肥料等を使用する場合は、下記の点を考慮している。 ① 肥料散布時期（収穫に近いほどリスクが高い） ② 肥料散布方法（肥料が作物に接触するほどリスクが高い）					
G5.4.7	重要	液肥は適切に保管されている	管理点5.4.3に加え、梱包された肥料等の保管場所は下記の点について取り組んでいる。 液肥が流出した場合に備え、液肥はその内容量にあったトレーや囲いの中に保管されている。					
G5.4.8	重要	堆厩肥を適切に保管している	堆厩肥の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等）でつくり、風雨を防ぐ覆いや側壁を設け、流出液による水源汚染を防いでいる。 （※海外項目を適用する場合、管理点5.4.5は無効とし、本管理点を優先する。）					
G6.4.7	重要	農薬の保管条件は適切である（その3）	① 農薬流出に対処するための清掃道具は目に付きやすいように明確に表示されている。 ② 農薬の保管庫の棚が農薬を吸収・吸着しないような対策が採られている。 （※海外項目を適用する場合、管理点6.4.4は無効とし、本管理点を優先する。）					
G6.4.8	必須	国や地方公共団体の規制に従って農薬を保管している	管理点6.4.2に加え、下記の点について取り組んでいる。 農薬の保管庫は全て該当する国、および地方公共団体の現行の法規に従っている。					
G6.4.9	重要	耐火性の場所で農薬を保管している	管理点6.4.3に加え、下記の点について取り組んでいる。 農薬の保管庫は耐火性の材質（最低要求基準はRF30：30分間は炎に耐えられる）で建造されている。					
G6.4.10	重要	農薬の請求書を保管している	管理点6.4.6に加え、下記の点について取り組んでいる。 農薬を購入した際の請求書を記帳のために保管し、それを審査の際に閲覧できる。					

G6.6.6	必須	残留農薬検査が必要か判断している	下記の場合に限り、残留農薬検査を行わないという判断が認められる。 ① 化学肥料・農薬を使用しない有機農場で、過去4年間の分析で残留農薬が検索されなかった場合 （2年目の審査以降は、農場内外の危害要因が前年と変わりないことを審査員が確認する。） ② 化学肥料・農薬を使用しないキノコ栽培農場				
G6.7.1	必須	ポストハーベスト処理をする場合、ラベル上の指示を全て守っている	明確な手順と文書から使用した化学薬品のラベルの指示に従っていることが実証できる。文書には例えばポストハーベスト農薬、ワックスの使用記録がある。				
G6.7.2	必須	収穫した作物のポストハーベスト処理に使用する農薬、ワックスは使用国内で公式に登録されている	作物に使用した全てのポストハーベスト農薬、ワックスは、使用国の適切な政府機関で公式に登録または認可されたものである。その国での使用と、その作物への使用が認められているということが農薬、ワックスのラベル上に示されている。				
G6.7.3	重要	栽培している作物に使用した、または使用が許可されているポストハーベスト農薬の最新リストを持っている	現在栽培中、あるいは過去12ヶ月以内に栽培した作物に使用したポストハーベスト農薬、ワックスのリストがある。リストは商品名（有効成分も含む）が記載され、国や地方公共団体の規制の変更を反映している。				
G6.7.4	必須	収穫後の作物取扱いの技術的責任者は、ポストハーベスト農薬、ワックスの使用に関する自分の力量と知識を実証することができる	ポストハーベスト処理用の農薬、ワックス使用の技術的責任者は充分な技術能力のレベルに達していることを、国内で認められた証明書や正式なトレーニング参加によって実証できる。				
G6.7.5	必須	ポストハーベスト農薬使用を記録している（その1）	ポストハーベスト農薬、ワックス使用について、下記の項目を記録している。 ① 農産物の識別情報（ロットやバッチ番号） ② 使用場所（農場名または選果場名） ③ 使用日 ④ 商品名及び有効成分名 ⑤ 使用量（水またはその他の溶媒1リットルあたりの重量または体積） ⑥ 使用方法（噴霧、滴下、燻蒸等）				

G6.7.6	重要	ポストハーベスト農薬使用を記録している（その2）	ポストハーベスト農薬、ワックス使用について、下記の項目を記録している。 ① 作業者名 ② 使用目的（適用病害虫名）				
G6.7.7	必須	ポストハーベスト農薬の使用に際し、残留農薬検査を考慮している。	収穫後の全ての農薬使用に対し、管理点6.6残留農薬検査について考慮し、それに従って行動していることを示す文書がある。				
G.6.7.8	必須	ポストハーベスト農薬やワックスは農産物や梱包資材と離れた場所に保管されている。	農産物の汚染を防ぐため、ポストハーベスト農薬やワックスは農産物や梱包資材とは離れた、決められた場所に保管されている。				
G7.6	必須	収穫場所での出荷用包装は衛生的に行っている	収穫場所で出荷用包装する場合、下記の項目を満たしている。 ① 梱包した農産物の一時保管場所は清潔であり、梱包した農産物を汚染しないようになっている。 ② 梱包資材は汚染がないよう、清潔に保管している。 ③ 梱包資材の破片や廃棄物を圃場から取り除いている。 ④ 管理点7.1、7.2、7.3、7.4の項目を収穫場所での包装、出荷の工程についても実施している。 (※海外項目を適用する場合、管理点7.5は無効とし、本管理点を優先する。)				
G7.7	必須	作業者が衛生に関する指示を理解し実行できるようになっている	① 衛生に関する指示書が、作業者の見やすいところに掲示されている。 ② 収穫場所には清潔で衛生的な手洗い場がある。				
G8.10	重要	害獣駆除のための調査や、講じた必要な措置について詳細な記録を付け、保管している	農産物の保管場所には効果的な害獣対策がある。害獣点検を行っており、対策処置を記録している。				
G8.11	必須	農産物への意図的な異物混入の可能性を検討し、それに対する対策を講じている。	農産物の安全に対するいかなる脅威を把握し、検討している。安全性が確認された物のみを農場で使用し、労働者や業務委託先についての情報を把握している。もし意図的な異物混入があった際の対策手順がある。				
G8.12	重要	動物による農産物の汚染がないように管理している。	家畜、野生動物、ネズミ類、ペットなどによる農産物の汚染がないよう、緩衝地帯やフェンスを設ける等の管理をしている。				

G8.13	必須	適切な施設で農産物を保管・選別・包装している(その3)	保管場所の温度と湿度を定期的に測り、記録している。				
C 環境保全型農業							
G9.1.2	努力	作物が水をどれだけ必要としているか、系統的に予測する方法を利用している	管理点9.1.1に加え、下記の点について取り組んでいる。 必要な灌漑水量が計算されており、それらはデータの記録によって裏付けられている。例えば、雨量計、培地用の排水トレー、蒸発計、土壌水分張力計、土壌地図などがある。				
G9.1.3	必須	水の使用量を適正にし、無駄を減らすための水管理プランがある	管理点9.1.1に加え、下記の点について取り組んでいる。 水の使用量を適正化し、無駄を減らす水管理の計画文書がある。計画文書には計画を実践するためにとるべきステップと行動についての記述がある。				
G9.1.4	努力	灌漑・灌水施肥に使用した水量を記録している	管理点9.1.1に加え、下記の点について取り組んでいる。 水量計ごと、または灌漑区域ごとの日付と水量を示した記録がある。生産者が灌漑プログラムに加入している場合は、計算上の水量と実際の水量を記録している。				
G9.1.5	重要	灌漑用水は持続可能な水源から引いている。	灌漑用水は、通常の状態で十分な量の水を供給し続けることができる水源から用いている。				
G9.1.6	重要	灌漑用水の水源の持続性について、注意が必要な場合は関係機関に助言を仰いでいる。	関係機関から助言を得たことが書面で確認できる。				
G9.1.7	必須	灌漑に関する法規制を守っている。	灌漑用水の利用について法規制がある場合は、それに従っている。				
G10.3	努力	天然由来の培地・培土の場合、特定の保護地域から持ってきたものでないことを証明できる	天然由来の培地・培土を使用する場合は供給源を証明する記録がある。特定の保護地域から採取したものではないことを実証できる。				
G10.4	努力	可能な場合、培地・培土の再利用プログラムに参加している	再利用した培地・培土の量と日付を記録している。納品書、荷受書でもよい。再利用プログラムに参加可能であるにもかかわらず参加しない場合、その正当な根拠がある。				

G10.5	重要	よい土作りを行っている	圃場の土壌特性を把握し、その土壌に適した土作りを行っている。 例えば下記の方法がある。 土壌図の利用、堆厩肥の施用、緑肥の栽培、クリーニングクロップの作付、適切な土壌改良資材の使用、サブソイラ等による硬盤破壊、適地における不耕起栽培の実施。 (※海外項目を適用する場合、管理点10.1は無効とし、本管理点を優先する。)				
G11.5	努力	農業生産に不向きな土地(低湿地、林地、枕地、やせた土壌の土地等)を保護地域に転換し、自然の植物相、動物相の生息を促す、といったことについて考慮している	可能であれば、農業生産に向かない土地や、生態学的価値を優先させる特定の区域を、保護地域に転換する計画を持っている。				
G14.6	重要	持続可能な商業的農業生産と両立可能で、農業活動が環境に与える影響を最低限に抑えられる自然保護計画を立案している。	管理点14.2に加え、下記の点について取り組んでいる。 ① 持続可能性のある農業と両立可能な自然保護計画を文書化している。 ② 自然保護計画は農業活動による環境への影響を最小限に抑えるものである。				
G14.7	努力	計画の中には、農場内に現在生息している動物と植物の多様性について把握するための基礎調査も含まれている	自然保護計画には、農場内の植物相、動物相についての現在のレベル、位置、状態その他に関する基礎調査が含まれている。基礎調査では、農業生産活動が動物相と植物相に及ぼす影響について調査し、行動計画の土台として利用している。(管理点G14.6参照)				
G14.8	努力	計画の中で、農場内の生物の生息地を広げ、生物多様性を高めるような活動について述べている	可能な範囲で植物相や動物相の生息地を広げ、農場の生物的多様性を高めるために優先すべき事柄と、行動内容について明確にしたリストが自然保護計画の中に書かれている。(管理点G14.6参照)				
D 労働安全と労働福祉							
G15.1.14	重要	必要な場合には、働く人の健康に害のある物質の安全性に関するアドバイスを閲覧・利用できるようになっている	必要に応じて、情報(例えばウェブサイト、電話番号、安全データシート等)を利用し、適切な処置方法について確認している。(管理点15.1.3、15.1.5参照)				

G15.1.15	重要	作業者は適切な指導を受けている	すべての作業者は労働安全、健康、衛生に関する指導を受けている。各指導について、日付、指導内容、指導員名、およびに出席者の名前が記録されている。				
G15.1.16	必須	危険な作業を行う作業者の名前が記録されている。	管理点15.1.2で特定した危険な作業を実施する作業者の名簿がある。				
G15.1.17	必須	保護衣・防護具を洗浄している	① 保護衣を着用後に毎回洗浄している。 ② 再利用する保護具を使用後、毎回洗浄している。 ③ 保護衣は着用後に他の服とは分けて洗浄しており、手袋は外す前に洗っている。 ④ 破れたり痛んだりした保護衣や、マスクの汚れたフィルターは新しく替えている。 (※海外項目を適用する場合、管理点15.1.11は無効とし、本管理点を優先する。)				
G15.2.4	重要	応急処置の訓練は更新されている。	応急処置の訓練を受けた作業者は、少なくとも5年に1回は新たに訓練を受けなおして知識と技術を更新している。				
G16.1	努力	農薬に接触する全ての作業者は、任意で毎年健康診断を受けている	農薬と接触する全ての作業者が、自発的に毎年健康診断を受けている。これらの健康診断は、国、地方公共団体の実施規定に基づいたものである。検査結果を使用する場合は個人情報開示の法律を尊重している。				
G16.2	努力	管理者と従業員の間で、定期的に、双方向のやりとりのある話し合いを行っており、その話し合いの記録を付けている。	最低年1回、管理者と従業員の間で経営、健康、安全、福祉に関する話し合いが(恐怖や脅迫、報復を伴うことなく)オープンに話し合えるようなミーティングを実施しており、従業員の健康、安全、福祉に関する懸念事項が記録されている。審査員は、この記録の内容、内容の正確さや、話し合いの結果についての判断を下す必要はない。				
G16.3	重要	収穫作業者は、清潔なトイレを利用できる	掃除しやすい素材で作られたトイレがあり、貯留槽が圃場を汚染しないようなものを、収穫作業者が少なくとも500m以内で利用できるようにしており、それを清潔に保っている。単独で作業する場合には、作業者が合理的かつ適切な移動手段を利用できるのであれば、距離が500mより長くてもよい。				
G16.4	必須	作業者の休憩の設備がある	食べるものを保管しておいたり、食事をしたりするための場所がある。手を洗う設備と飲み水を作業者が使えるようにしている。				

G16.5	努力	作業者の着替えの設備がある	必要に応じた着替えや、防護用の作業着の着用は着替え用の設備で行っている。そこには作業者の私物を安全に保管する設備がある。				
G16.6	重要	農場に住み込む場合、そこは居住が可能な場所で、基本的なサービスや設備が備えられている	従業員用住居は、居住可能な場所で、しっかりとした屋根、窓、扉があり、上水、下水、トイレなどの基本的な設備が整っている。下水設備がない場合は、気密性のある汚水処理タンクを利用してもよい。				

※参考ページ　管理点7及び管理点8における作業工程と農産物の安全対策の文書化の例（ハウストマトの例）

危害要因 ＼ 作業工程	病原性大腸菌（生物的危害）		農薬（化学的危害）		虫　（物理的危害）	
	危害要因が付着混入する可能性のある作業等	対策	危害要因が付着混入する可能性のある作業等	対策	危害要因が付着混入する可能性のある作業等	対策
はさみで収穫	①作業者の手の汚れ（トイレの後で手を洗っていない、下痢をしている）。②ハサミの汚れ。	①収穫作業前には必ず手を洗う。体調の悪い者は収穫作業をしない。②ハサミは作業前にアルコール消毒する。	①農薬散布後に防護服を着たまま、手洗いせずに収穫作業。②農薬散布時にハウス内に収穫用ハサミを置きっぱなし。③農薬の袋を切ったハサミで収穫作業。	①農薬散布後は防護服を脱ぎ、手を洗ってから収穫する。②ハウス内にハサミを置きっぱなしにしない。③ハサミは収穫専用にする。	①収穫時に虫が付着	①作業時に目視で確認する。
コンテナに入れる	①作業者の手の汚れ（トイレの後で手を洗っていない、下痢をしている）。②コンテナの汚れ（コンテナを洗っていない、コンテナを地面に直接置いている）。	①収穫作業前には必ず手を洗う。体調の悪い者は収穫作業をしない。②コンテナは定期的に洗浄する。コンテナはパレットに載せ、地面に直置きしない。	①農薬散布後に防護服を着たまま、手洗いせずに収穫作業。②農薬を運んだコンテナを収穫用に使っている。	①農薬散布後は防護服を脱ぎ、手を洗ってから収穫する。②コンテナは収穫専用にする。	①コンテナに虫が入り込む。②コンテナの汚れ（虫の付着）	①作業時に目視で確認する。②コンテナは定期的に洗浄する。
軽トラックで運ぶ	①作業者の手の汚れ（トイレの後で手を洗っていない、下痢をしている）。②トラックの荷台が汚れている。	①作業前には必ず手を洗う。体調の悪い者は運搬作業をしない。②荷台は定期的に洗浄する。	①農薬散布後に防護服を着たまま、手洗いせずに運搬作業。②農薬や散布機器を運んだ軽トラを収穫用に使っている。③運搬中に農薬散布現場を通りドリフト。	①農薬散布後は防護服を脱ぎ、手を洗ってから作業する。②農薬用の軽トラは別にする。③荷台にカバーを掛ける。別ルート検討。	①軽トラの荷台の汚れ（虫の付着）。	①作業時に目視で確認する。荷台にカバーを掛ける。
作業場での選別、計量、包詰め	①作業者の手の汚れ（トイレの後で手を洗っていない、下痢をしている）。②はかりの上皿が汚れている。③梱包資材が汚れている。	①調製作業前には必ず手を洗う。体調の悪い者は調製作業をしない。②上皿は定期的に洗浄する。③梱包資材は衛生的に保管する。	①農薬散布後に防護服を着たまま、手洗いせずに調整作業。②作業場に農薬が置いてある。③農薬を計量したはかりで出荷物を計量している。	①農薬散布後は防護服を脱ぎ、手を洗ってから作業場に入る。②作業場に農薬を置かない。③はかりは出荷物専用にする。	①作業場に虫が入り込んでくる。②梱包資材に虫が混入している。	①作業場に虫が入らないよう網戸にする。扉を開けたままにしない。②作業時に目視で確認する。
予冷庫で出荷まで貯蔵	①作業者の手の汚れ（トイレの後で手を洗っていない、下痢をしている）。②予冷庫の温度設定が間違っていて菌が増殖。③倉庫が汚れている。	①作業前には必ず手を洗う。体調の悪い者は作業をしない。②設定温度・庫内温度を確認する。③予冷庫は定期的に清掃する。	①農薬散布後に防護服を着たまま、手洗いせずに作業。②予冷庫に農薬が置いてある。	①農薬散布後は防護服を脱ぎ、手を洗ってから収穫する。②予冷庫に農薬を置かない。	①予冷庫に虫が入り込んでくる。	①扉を開けたままにしない。

※参考ページ　管理点7及び管理点8における危害要因の例と農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順の例

危害要因の例　（管理点7.2、8.2参照）

・生物学的な危害要因としては、サルモネラ、病原性大腸菌（O-157等）、赤痢菌などの病原微生物などがある。危害要因が付着する原因としては、作業者や作業器具の汚染がある。
・化学的な危害要因としては、カビ毒などの生物由来物質、農薬・洗剤などの化学物質などがある。危害要因が付着する原因としては、痛んだものが混入している、農薬散布者が防護服を着たまま、手を洗わずに収穫作業を行う、などがある。
・物理的な危害要因としては、ガラス片、金属片、木片、虫などの異物混入がある。これらが混入する原因としては、身につけていたアクセサリーを落としてしまう、ナイフやハサミを誤ってダンボール箱に入れてしまう、などがある。

収穫及び農産物取扱い施設までの輸送の作業における農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順の例（管理点7.3参照）

生物学的危害
・収穫容器（コンテナ等）・用具（ハサミ、ナイフ等）は洗浄などの衛生対策を行っている。
・トラックへの積み込み時・輸送時に農産物が痛まないよう直射日光・雨・雪等があたらないようにしている。
・トイレの後には手を洗う。
・作業場から500メートル以内のところに手を洗う設備がある。
・作業前の手洗いや作業中の手袋により交差汚染を防いでいる。
・手洗いは衛生的で効果的なやり方で行っている。
・収穫容器（コンテナなど）や収穫器具（はさみ、ナイフなど）に泥などが付着しないよう清潔に保っている。
・作業時には、帽子・手袋等清潔で作物・作業に適した服装を着用している。
・伝染病の疾病の人の作業制限を行っている。
・手指に怪我をした人は手袋等を着用している。
・農薬や肥料を取り扱った格好のまま収穫作業をしない。

化学的危害
・農産物に農薬や肥料が付着しないよう、農薬散布や肥料散布作業終了後はすぐに片付け・手洗い・着替えなどを行う、散布作業者と別な人が収穫作業を行う、農産物取扱い施設には農薬・肥料を保管しない。
・農産物輸送専用のトラックを使用する、あるいは清掃を行い農薬・肥料等が付着しないようにしている。
・農産物にはカバーを掛けドリフトを防いでいる。
・排気ガスで農産物を汚染しないようになっている。

物理的危害
・農産物を取り扱っている最中は喫煙、飲食をしない。喫煙、飲食をする場合は農産物から離れた場所など農産物に異物混入がない場所で行っている。
・収穫器具の個数管理・定位置管理を行っている。
・作業時には装身具を外している。
・包材の破片や残渣等の廃棄物は圃場からすみやかに取り除いている。
・農産物にはカバーを掛け異物混入を防いでいる。

農産物取扱い施設の作業における農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順の例（管理点8.3参照）

生物学的危害
・用具（包丁、はかり等）は洗浄などの衛生対策を行っている。
・選別で取り除かれた農産物やごみは特定の場所にまとめ、その場所を定期的に清掃・消毒する。
・作業前の手洗いや作業中の手袋により交差汚染を防いでいる。
・手洗いは衛生的で効果的なやり方で行っている。
・収穫容器に泥などが付着しないようにしている。
・作業時には帽子・手袋等清潔で作物・作業に適した服装を着用している。
・伝染病の疾病の人の作業制限を行っている。
・手指に怪我をした人は手袋等を着用している。
・農薬や肥料を取り扱った格好のまま作業場に入らない。
・農薬保管庫や肥料の保管場所は農産物取扱い施設から離す、あるいは動線が交差しないように工夫する。
・廃棄物は農産物と明確に区分されている。
・管理点8.2の検討結果において必要と判断された場合は、選果場の作業者は全員、清潔で作業に適した作業服（スモック、エプロン、腕カバー、手袋など）を着用している。

化学的危害
・かびたり腐敗したものはすみやかに処分している。
・はかりやはさみなどの道具類を他の目的（農薬の計量や開封）に使用しない。

物理的危害
・作業場所では喫煙、飲食をしない。喫煙、飲食をする場合は農産物から離れた場所など農産物に異物混入がない場所で行っている。
・はかりやはさみなどの道具類の個数管理・定位置管理を行っている。
・宝石類の着用、つめの長さ、衣服の清潔さ、喫煙・休憩・食事の場所などに関してルールを定めている。
・農産物にはカバーを掛け異物混入を防いでいる。

関連法令と参考文献一覧

・食料・農業・農村基本法
・食品安全基本法
・食品衛生法
・厚生労働省医薬食品安全部長通知：
食品衛生法第1条の3第2項の食品事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）
・厚生労働省医薬食品安全部監視安全課長通知：
食品衛生法第1条の3第2項の食品事業者の記録の作成及び保存に係る指針（カイドライン）の留意事項について
・食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）
・農業の現場における知的財産取扱指針
・地力増進基本法
・地力増進基本指針
・環境と調和のとれた農業生産規範
・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範
・農林水産省ウェブサイト「野菜の衛生管理について」
・種苗法
・肥料取締法
・地力増進基本指針
・農薬取締法
・農薬適正使用の指導に当っての留意事項について
・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令
・農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について
・住宅地における農薬使用について
・毒物及び劇物取締法
・消防法
・農薬危害防止運動の実施に付いて（通知）
・無登録農薬と疑われる肥料にかかる指導の徹底について
・総合的害虫・雑草管理（IPM）実践指針
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
・環境大臣が掌握する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件
・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
・悪臭防止法
・平成21年度農業技術の基本指針
・農作業安全のための指針について
・危険物の規制に関する政令
・火災予防条例（例）
・出入国管理及び難民認定法
・労働基準法
・厚生労働省告示：
・労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める機械の種類を定める告示
・労働安全衛生法
・労働者災害補償法施行規則
・厚生労働省告示：
失業保険法及び労働災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第17条の規定に基づく厚生労働大臣が定める事業
・生鮮食品品質基準
・農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン

・日本生活協同組合連合会　青果版・適正農業規範　2009年版
・日本施設園芸協会　生鮮野菜衛生管理ガイド
・社団法人日本植物防疫協会編　地上防除ドリフト対策マニュアル
・「食品安全のためのGAP」策定・普及マニュアル（スプラウト版）
・全国食用きのこ種菌協会　安心きのこ生産マニュアル
・GROBALGAP Control Point and Compliance Criteria
Integrated Farm Assurance Ver.3.0

放射能への対応のガイドライン　【青果物】

2011 年 3 月の原発事故により、食品衛生法において放射性物質の暫定規制値が設定されました。それに伴い、「JGAP　農場用　管理点と適合基準」の中でも、《放射性物質》を危害要因として新たに位置づけ、対策を行います。下記が該当する管理点であり、今後の JGAP の取り組みおよび審査ではこれらも考慮します。行政より新しい法令、通知等が出されたり、新たな知見が確認された場合、本ガイドラインの変更がなされる場合があります。

今後の JGAP 基準の改訂の際には、《放射性物質》の対策のための管理点が設定される予定です。新版の発効までは、このガイドラインを基に対応してください。

（1）収穫時のリスク管理

収穫する農産物に放射性物質が基準値以上残留していないか、放射性物質を検討すべき危害要因に加えます。生産者としてもアンテナを高くして、行政の発する情報を適切に把握して、その指示に従って行動することが問われます。

・青果物 2010　7.2（収穫・輸送に関わる衛生管理（圃場における出荷用包装を含む））

まず、自分の圃場と生産している作物が、放射性物質のリスクを検討しなければならない地域かどうかを検討します。

検討するためには、まずは行政の実施した検査結果の確認が有効です。検査結果の入手方法は下記を参考にしてください。行政の検査結果は、作物の検査結果と土壌の検査結果の 2 種類があります。土壌の放射性物質が作物より高濃度な場合、収穫物に土が必要以上に付着することを防ぐ対策を考えます。

＊食品中の放射性物質に関する検査は、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を踏まえた「地方自治体における検査計画」に基づき、実施されています。 全国の検査結果は、以下の厚生労働省の HP で確認できます。
http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/mhlw3.html

※自主検査で絞り込んで実施した結果の方が“地域”の検査結果より信頼性が高くなりますが、検査方法については国で定めた方法がありますので検査方法自体の信頼性に注意して下さい。
【食品関係情報】食品中の放射性物質の試験法について
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120316.pdf

なお、「日本 GAP 協会　放射能検査プログラム」に参加することで、自分の農場の検査

データを入手することができます。このデータを用いてリスクを検討することも有効です。

行政の検査の結果、基準値を超過した地域は出荷制限がかかります。そうなると収穫しても出荷できません。それらの農産物の取扱いやその後の圃場管理も行政の指示に従います。これは、以下の農林水産省の HP で確認できます。
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_seisan.html

出荷制限になった場合、その後の処置（廃棄、圃場管理等）を毎日の作業日誌に記録します。（各管理点の記録の部分）廃棄量や作業時間等を記録しておくと、賠償請求の時に活用できます。

（２）基準値超過の農産物を出荷してしまった場合

・青果物 2010　3.4（商品の苦情および商品の回収）

① 商品に関する苦情及び異常発生時の管理手順に放射性物質の暫定規制値超過の場合の手順を加えます。
② 実際に暫定規制値超過した農産物を出荷していた場合、①の管理手順に従い、商品の回収を行います。
③ 商品回収の対応内容を記録しておきます。回収量や回収日時を記録しておくと、賠償請求の時に活用できます。

（３）土の管理

放射性物質のうち、半減期の長い放射性セシウム等については、土壌や水などに対して継続して監視し対応することが必要となります。土壌等からの移行係数を把握した作付けや、放射性物質が残留しにくい土壌改良技術を導入する等が対策としてあり得ます。これらは、農林水産省の以下の HP で確認できます。
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_seisan.html

・青果物 2010　4.1.1（土の管理）

まず、自分の圃場が作付け制限地域か、作付け予定の品目が出荷制限品目かどうかを確認します。前記に該当するの場合は県の指示に従います。それ以外の場所でも、放射線量が心配される場合は、土壌の放射性物質の検査を行います。検査結果の数値が高い場合は県に相談します。

また、「日本 GAP 協会　放射能検査プログラム」では全圃場のスクリーニング検査を行い、その結果を基に危険性が高いと考えられる圃場の土壌の核種分析検査を行います。こ

の核種分析結果と移行係数から作付けの可否を判断することが可能です。

（４）水の管理

・青果物 2010　4.2.1（栽培中に使用する水の管理）、4.3.1（収穫後の農産物に対し使用する水）、E4.2.3（スプラウト類の使用水）、　F4.6.1（きのこ施設の消毒剤に使用する水）、Ｆ4.6.4（きのこ類の培地や栽培容器の消毒剤に使用する水）

使用する水については、文部科学省が公表している「放射線モニタリング情報」が参考になります。

河川、水源地、湖沼等：http://radioactivity.mext.go.jp/ja/list/119/list-1.html

上水：http://radioactivity.mext.go.jp/ja/list/194/list-1.html

尚、スプラウトに要求される“飲用適の水”の水を使用する場合は、食品衛生法の飲用水に対する基準を適用させる必要があります。

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/tuuchi_120316.pdf

（５）肥料等の管理

・青果物 2010　5.1.6　5.1.7（肥料等の安全性）

肥料等、特に堆肥について、放射性セシウムを高濃度に含む原料を用いた堆肥が問題となっています。そのため肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値が農林水産省によって示され、肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される最大値は、400 ベクレル/kg（製品重量）となっています。

従って、肥料・土壌改良資材・培土を購入・使用する際には販売店やメーカーから証明書を取り寄せるなど、上記の暫定許容値を超えていないことを確認してください。

ただし、農水省の通達では例外として

1) 農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合
2) 畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
3) 畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料の供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合

においては、この限りでないとされています。

肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値についてはこちらをご覧下さい。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/shizai.html

2011 年 10 月 7 日には農林水産省より「土壌改良資材として利用される木炭・木酢液中の放射性セシウム測定の扱いについて」という通知が出されました。

内容としては、土壌改良資材として利用される木炭・木酢液について、放射性セシウムの暫定許容値(400 ベクレル/kg)を超えるものが利用されることのないよう､適切な検査が行われることを求めています。

木炭・木酢液は JGAP において肥料等にあたります。木炭・木酢液を購入・使用する場合、販売店やメーカーから証明書を取り寄せるなど、上記の暫定許容値を超えていないことを確認してください。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_dozyo/mokutan_kensa.html

（６）きのこ類の使用資材の管理

・青果物 2010　F4.6.2（きのこ類の使用資材の安全性を確認している）

林野庁から、きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値が発表されました。当面の指標値（放射性セシウムの濃度の最大値）として、きのこ原木は 50 ベクレル／kg（乾重量)、菌床用培地（おが粉等に栄養材として米ぬか等を加えたもの）及び菌床は 200 ベクレル／kg（乾重量）となっています。

きのこ原木及び菌床用培地を購入・使用する場合、販売店やメーカーから証明書を取り寄せるなど、上記の暫定許容値を超えていないことを確認してください。

自ら生産したきのこ原木及び菌床用培地を使用する場合、放射能検査を行うなど指標値を超過していないことを確認する、あるいは都道府県と相談し、その指示に従う必要があります。

http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/shiitake/sihyouti.html

その他放射能の対策に関しては日本 GAP 協会が発行している放射能問題・風評被害対策アドバイスペーパーも参考にして下さい。

http://jgap.jp/JGAP_News/shien_campaign.html#taisaku

JGAP 日本GAP協会

特定非営利活動法人（NPO法人）日本GAP協会

〒102-0094　東京都千代田区紀尾井町3番29号
日本農業研究所ビル　4階
TEL：03-5215-1112　FAX：03-5215-1113
ホームページ：http://jgap.jp
Eメール：info@jgap.jp